

平成 29 年度老人保健事業推進費等補助金
介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業

報告書

平成 30 年 3 月

みずほ情報総研株式会社

目次

はじめに	3
(1) 調査の背景・目的	3
(2) 調査検討体制	4
第1章 介護施設等における身元保証人等に関する状況	6
(1) 日本における単身高齢者の増加	6
(2) 先行調査の整理（身元保証人等に関する状況）及び関連法の整理	8
(2)-1 身元保証人等に関する先行調査	8
(2)-2 介護施設等における身元保証人等に関する法的整理	15
第2章 調査の視点	17
(1) 本調査の全体像	17
(2) 調査における問題意識／明らかにしたいポイント	18
(3) 分析における仮説	19
第3章 調査設計	21
第4章 ヒアリング調査	22
(1) 調査目的	22
(2) 調査概要	22
(3) 調査結果	23
(3)-1 足立区社会福祉協議会 権利擁護センターあだち	23
(3)-2 特別養護老人ホーム S	24
(3)-3 品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター	25
(3)-4 社会福祉法人 I	27
(3)-5 公益財団法人 T	29
(3)-6 民間事業者 A	31
第5章 アンケート調査	32
(1) 調査目的	32
(2) 調査方法	32
(2)-1 調査対象	32
(2)-2 抽出方法	32
(2)-3 実施時期	32
(2)-4 調査方法	32
(3) 調査結果	34
(3)-1 入所時の契約手続きについて	35
(3)-2 入所時のその他の手続き書類について	43
(3)-3 介護施設等における「身元引受人/身元保証人等」の状況	45
(3)-4 法人または専門職の利用実績	50
(3)-5 法人または専門職の「身元引受人/身元保証人等」に関する事例	53
(3)-6 「身元引受人/身元保証人等」の課題や今後のあり方について	56

第6章 本調査のまとめ.....	58
(1) 介護施設等における身元引受人/身元保証人等の実態.....	58
(2) 身元引受人/身元保証人等に求める機能・役割についての整理.....	59
(3) 地域における身元保証等に関する制度の活用のあり方についての整理.....	62
添付資料.....	64

はじめに

(1) 調査の背景・目的

我が国では超高齢社会を迎え、「単身高齢者」が急激に増加している。このような中で、高齢者の介護施設入所時における身元保証の問題は、すみやかに解決しなければならない課題となっている。近年では、身寄りのない高齢者に対する身元保証を実施する事業として、高齢者サポート事業が民間企業やNPO等より提供され、様々なサービスが現存しているが、消費者にとって必ずしも適切なサービスとなっているのか、その問題点が指摘されている（H29.1 消費者委員会による建議）。しかしながら、一方で介護施設等において、身元保証人等を求める理由や身元保証人等に期待する役割等の実態は十分には明らかにされていない状況といえる。このような状況であることから、どのような高齢者サポート（またはサービス）が本当に必要であるのかが、分かりにくい状況になっているものと考えられる。このため、高齢者が安心して介護施設等に入院・入所することができるような環境整備に向けては、介護施設が必要とする身元保証に対する機能及び役割を整理し、明確化することが必要と考えられる。

本事業では、高齢者の介護施設入所時に、施設側が入所者へ身元保証人等を求めている理由及びその実態を明らかにし、その上で、介護施設等が身元保証人等に求めている役割を分析・分類し、それぞれの役割の必要性並びにその役割に対応することが可能な既存の制度・サービスを整理することによって、今後の政策に資する示唆を得ることを目的とする。

身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議（内閣府・消費者委員会）

2. 病院・福祉施設等への入院・入所における身元保証人等の適切な取扱い

（建議事項2）

厚生労働省は、高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所することができるよう、以下の取組を行うこと。

- （1） 病院・介護保険施設の入院・入所に際し、身元保証人等がないことが入院・入所を拒否する正当な理由には該当しないことを、病院・介護保険施設及びそれらに対する監督・指導権限を有する都道府県等に周知し、病院・介護保険施設が身元保証人等のいないことのみを理由に、入院・入所等を拒む等の取扱いを行うことのないよう措置を講ずること。
- （2） 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。その上で、求められる役割の必要性、その役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスについて、必要に応じ、病院・福祉施設等及び都道府県等に示すこと。求められる役割に対応する既存の制度やサービスがない場合には、必要な対応策を検討すること。

(2) 調査検討体制

介護施設および身元保証人等の実態等に精通した学識経験者、法曹関係者、自治体関係者ならびに施設関係者により構成される検討委員会を開催し、介護施設等における身元保証人等に関する実態把握及び課題整理、高齢者の円滑な施設入所を実現するための施策の検討を行った。

① 検討メンバー

<検討委員会委員（敬称略）>

◎ 新井 誠	中央大学法学部 教授
五十嵐 禎人	千葉大学社会精神保健教育研究センター 教授
富永 忠祐	富永法律事務所 弁護士
アルマルカウイ 恵子	社会福祉法人足立区社会福祉協議会 権利擁護センターあだち 課長
田中 志子	一般社団法人日本慢性期医療協会 常任理事
高橋 是司	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 総務・組織委員会 社会福祉法人改革対策本部 副本部長 社会福祉法人つばめ福祉会 専務理事
宮川 公一	公益社団法人日本認知症グループホーム協会 理事
菅俣 章治	公益社団法人全国老人保健施設協会
川西 基雄	一般社団法人全国軽費老人ホーム協議会 理事長 社会福祉法人サンシャイン会 理事長
灰藤 誠	公益社団法人全国有料老人ホーム協会 事務局長

※◎は座長

<事務局>

高橋 正樹	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
小松 紗代子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
初見 歌奈子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

② 検討委員会の開催内容

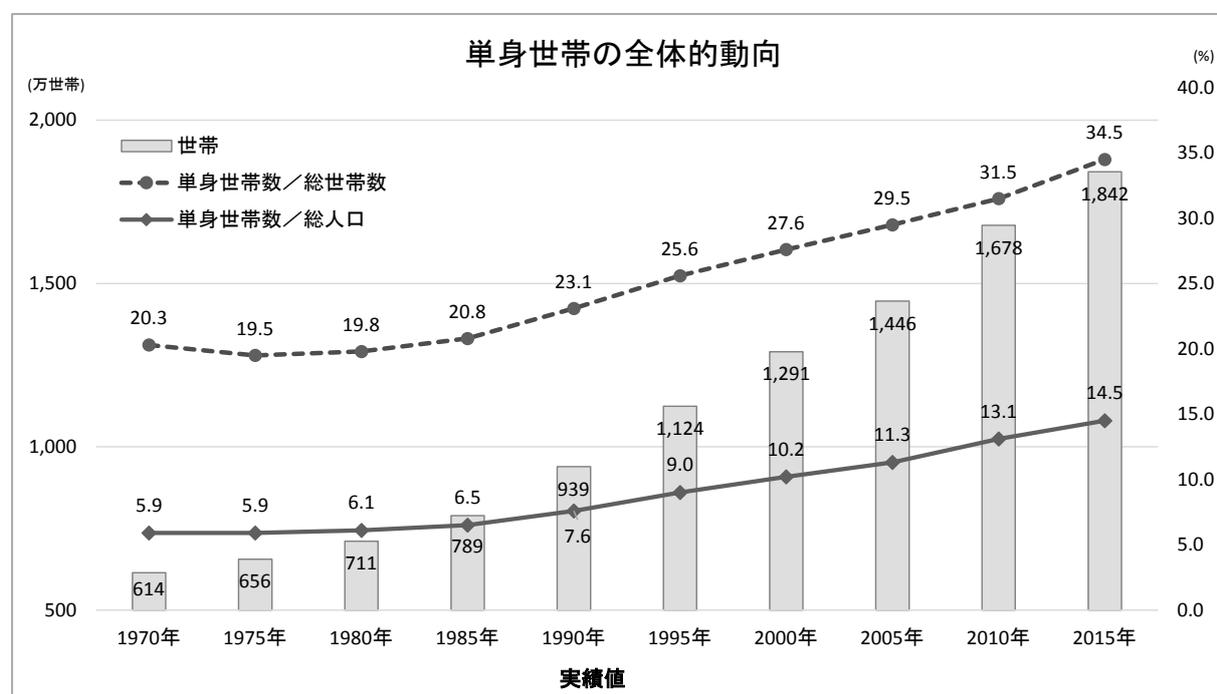
回	開催日時	検討内容
第1回	2017年10月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本事業概要について (2) 先行調査の概要について (3) プレヒアリング調査結果について (4) アンケート調査票(案)について
第2回	2017年1月22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 本調査の進捗報告について (2) アンケート調査結果(速報)について (3) 今後の進め方・第3回委員会について
第3回	2018年2月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> (1) アンケート調査結果についての報告 (2) 調査結果のとりまとめに向けて(資料4) (3) 今後のスケジュール(第4回委員会(最終回)について) (4) アンケート調査結果(速報)についてアンケート調査結果(速報)について
第4回	2018年3月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> (1) アンケート調査結果(最終版)について (2) 報告書(案)について

第1章 介護施設等における身元保証人等に関する状況

(1) 日本における単身高齢者の増加

我が国における単身世帯数は1985年（789万世帯）から2015年（1,842万世帯）にかけて2.3倍になっている。図表1で示された、「総人口に占める単身世帯の割合」をみると、1985年から傾きがやや急になっている。また、総人口に占める単身世帯率も、1985年の6.5%から2015年には14.5%へと約2.2倍に高まっている。これは、人口増加とは別に、未婚化や親子の別居化など人々の世帯形成行動の変化によって単身世帯が増え始めたことを示している。

図表1 単身世帯の全体的動向

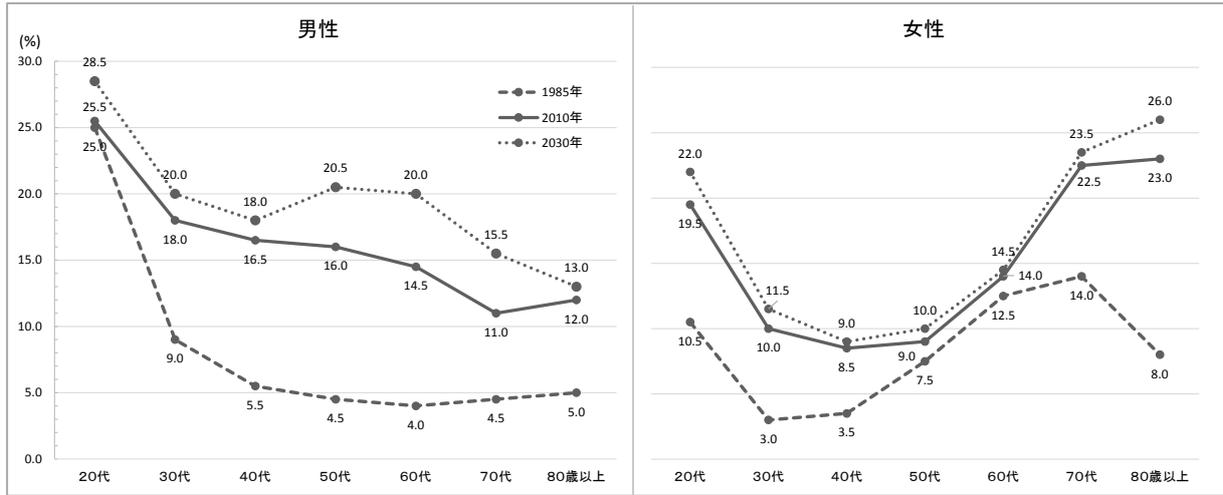


(注) 「2010年基準推計」は、総務省『平成22年国勢調査』など2010年までの実績値に基づく将来推計。このため、2015年実績値とは直接接続しない。

出典：藤森 克彦「単身急増社会の希望」日本経済新聞出版社(2017年)

50代男性をみると、1985年の単身世帯の割合は4.6%であったが、2030年には、20.6%になるとみられている。また、80歳以上女性をみると、1985年の80歳以上女性の単身比率は8.6%であったが、2030年には26.0%でほぼ横ばいに推移するとみられている。このため、各年齢階層で、単身世帯になる確率が大きく高まってきており、このような単身高齢者が介護サービスを必要とするニーズは確実に高まっていくものと考えられる。

図表 2 男女別-年齢階層別人口に占める単身者の割合 -1985~2030年-



(注) 1985年、2010年は実績値。2030年は推定値(2010年基準推計)。

出典：藤森 克彦「単身急増社会の希望」日本経済新聞出版社(2017年)

(2) 先行調査の整理（身元保証人等に関する状況）及び関連法の整理

(2)-1 身元保証人等に関する先行調査

我が国におけるこれまでの、介護施設における身元保証人等に関する調査について、先行調査としてとりまとめた。これらの先行調査とりまとめは、今後の調査票の設計に役立てることを目的として実施した。

図表 3 主な先行調査

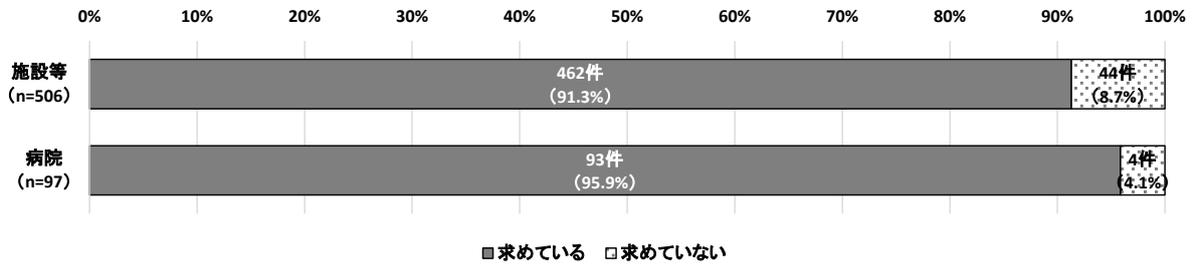
調査名（調査年）	実施主体	調査概要
「病院・施設等における身元保証等に関する実態調査報告書」（2015年）	公益財団法人成年後見センター・リーガルサポート	アンケート調査 全国の病院・施設等（1,521ヶ所）を対象として実施、有効回答数 603ヶ所
「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告報告」（2017年）	消費者委員会	アンケート調査 全国の市町村社協（配布：30ヶ所／回答：30ヶ所）・地域相談支援機関（配布：152名／回答：123名）に実施
「身元保証人に関する実態調査のためのアンケート集計結果報告書」（2018年）	第二東京弁護士会	アンケート調査 東京都内の病院及び介護施設（3,335箇所）を対象として実施、有効回答数 713件

図表 4 先行調査のとりまとめ項目

No.	項目
1	入院・入所時に契約書・利用約款等において「身元保証人等」を求めているかどうか
2	「身元保証人等」の呼び方
3	「身元保証人等」となっている人物・団体
4	病院・施設等が「身元保証人等」に求めるもの
5	入院・入所契約時に「身元保証人等」が得られそうにない場合の対応方法
6	身元保証人をたてられず、入院・入所ができなかった相談者・利用者の有無
7	入院・施設入所の際に身元保証人がいないことによって起きた問題
8	身元保証人等がいた場合でも解決しなかったことの有無と内容
9	都道府県知事から指定を受けた介護老人福祉施設では、施設の入所契約に際し、「身元保証人等」がいないことを理由として施設入所を拒否してはならないことを知っているか
参考	「保証人等」の定義に関する法的整理
参考	介護施設等における「提供拒否の禁止」に関する法的整理
参考	先行調査の概要

① 施設等・病院が、利用者の入院・入所時に「身元保証人等」を求めているかどうか

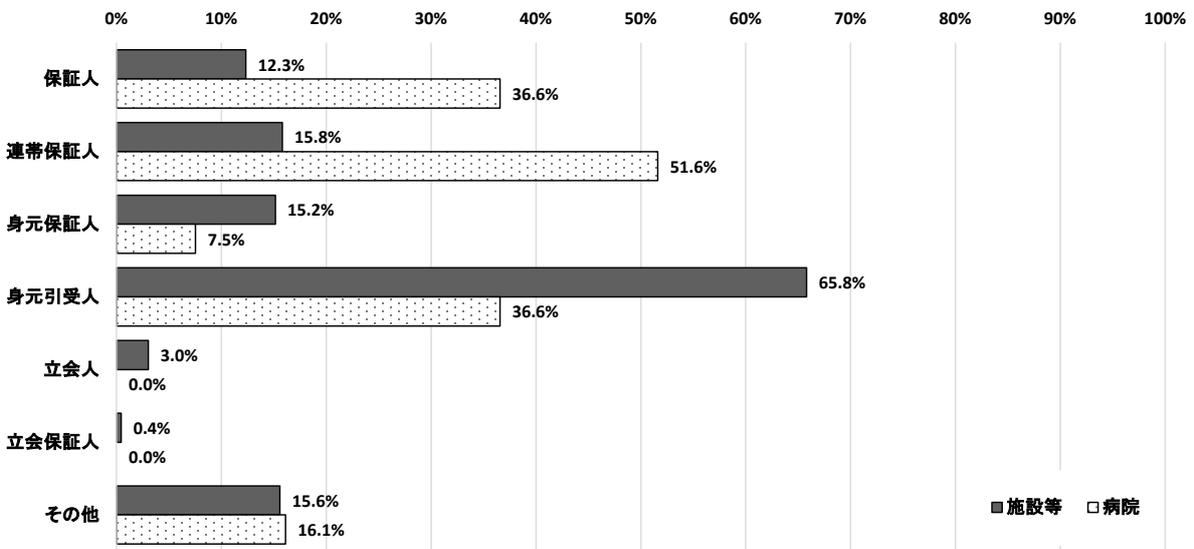
施設等、病院の両方において、約9割以上が入院・入所（入居）時に身元保証人等を求めているとされている



出典：公益財団法人成年後見センター・リーガルサポート「病院・施設等における身元保証等に関する実態調査報告書」

② 「身元保証人等」の呼び方

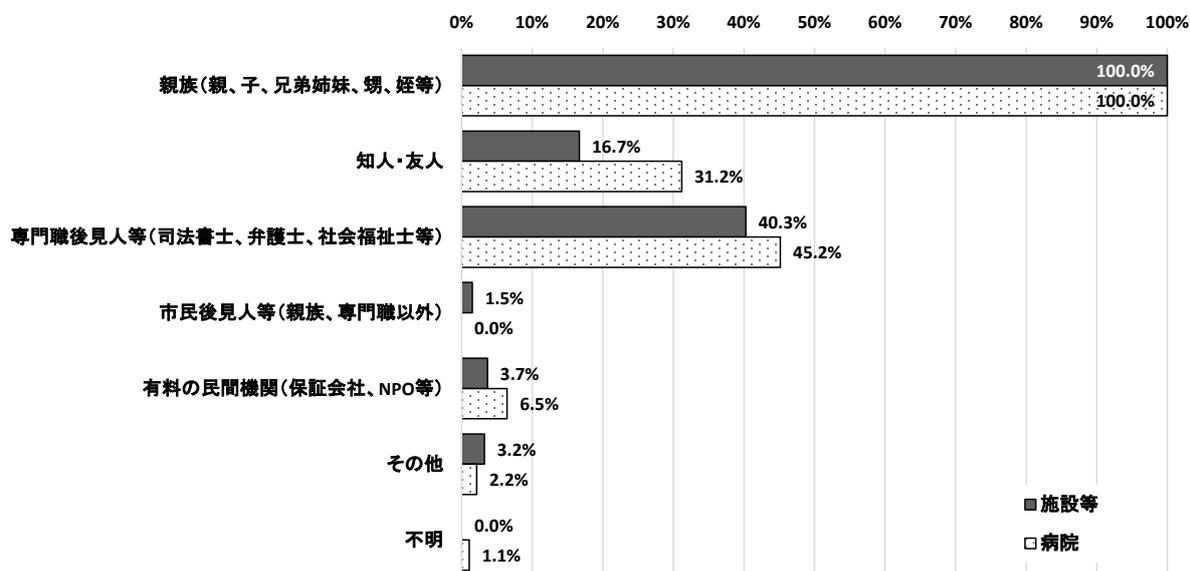
施設等では、「身元引受人」が65.8%と高い割合になっている。病院では、「連帯保証人」が51.8%と最も多く、次いで「身元保証人」と「身元引受人」が36.6%となっている



出典：公益財団法人成年後見センター・リーガルサポート「病院・施設等における身元保証等に関する実態調査報告書」

③ 施設等・病院における「身元保証人等」となっている人物または団体等

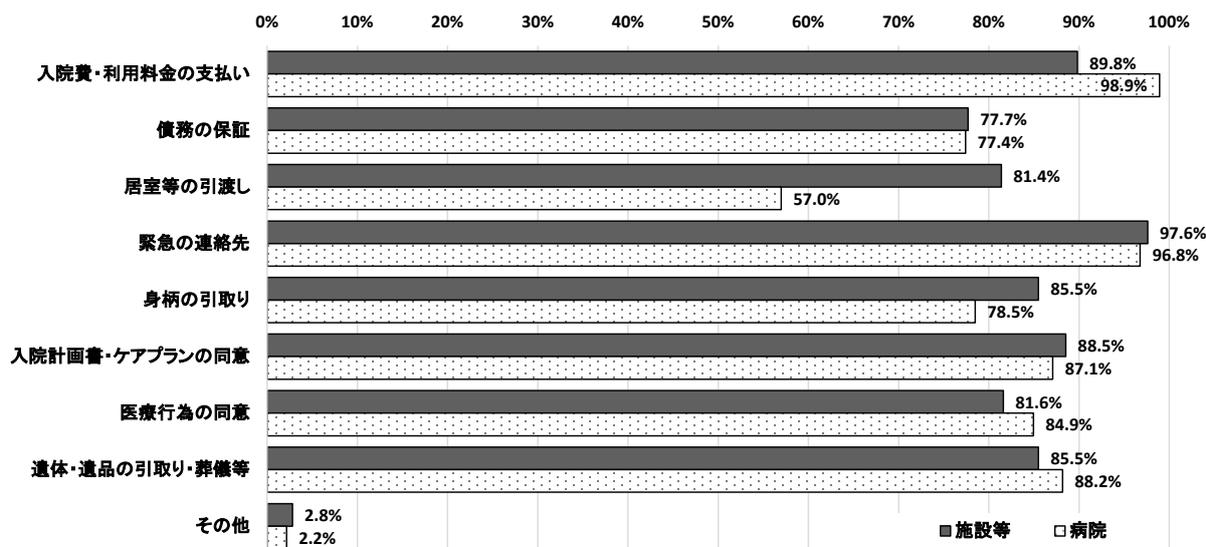
全ての施設等・病院で親族（親、子、兄弟姉妹、甥、姪等）が身元保証人等になっているとされている



出典：公益財団法人成年後見センター・リーガルサポート「病院・施設等における身元保証等に関する実態調査報告書」

④ 施設等・病院が「身元保証人等」に求める役割

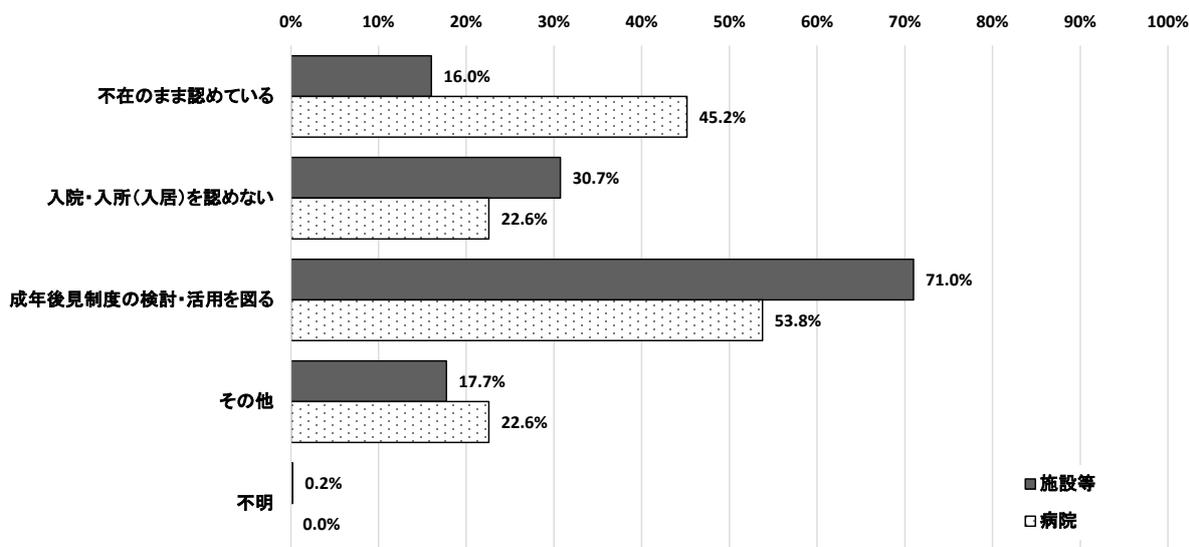
入院費・施設料の支払いや緊急連絡先、遺品・遺体の引取り・葬儀等をはじめとし、多岐にわたっている



出典：公益財団法人成年後見センター・リーガルサポート「病院・施設等における身元保証等に関する実態調査報告書」

⑤ 入院・入所時に身元保証人等が得られそうにない場合の対応方法

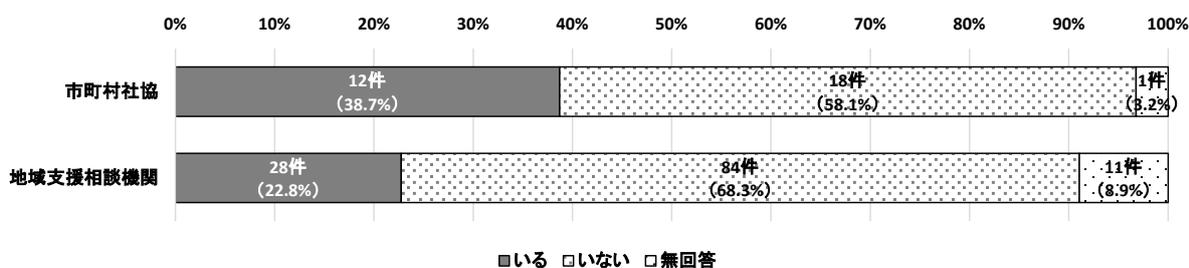
施設等では、「成年後見制度の検討・活用を図る」が71.0%と最も多くなっている。



出典：公益財団法人成年後見センター・リーガルサポート「病院・施設等における身元保証等に関する実態調査報告書」

⑥ 身元保証人等をたてられず、入院・入所ができなかった利用者の有無

市町村社協のうち39%、地域支援相談機関のうち23%において、身元保証人等がたてられず、入院・入所ができなかった利用者が存在したとされている。



出典：消費者委員会「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告報告（添付資料）」

⑦ 入院・入所の際に身元保証人等がないことによって起きた問題

市町村社協、地域支援相談機関から、主に医療同意、支払い能力等の問題が指摘されている。

市町村社協

- 医療同意を代わりに求められ困った
- 施設入所の際、契約が困難
- 継続的な支払能力と手段・入所拒否
- 万が一の時の対応について、入院先等と協議し、葬儀社との調整が必要
- 入所・入院を断られても別の施設・病院をあたるため、大きな問題はない

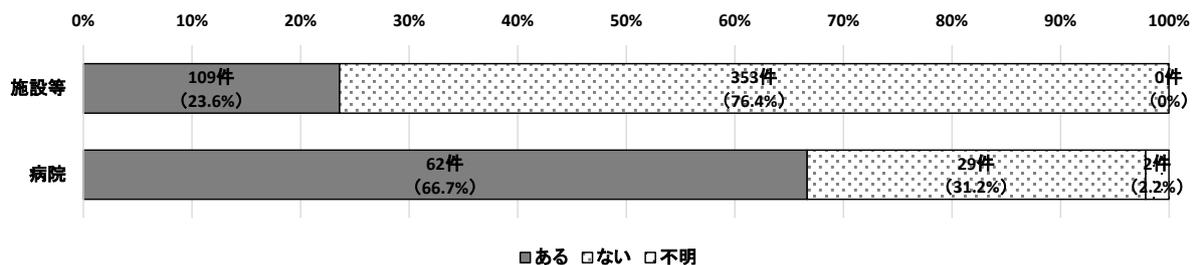
地域支援機関

- 死亡時の引受人
- 医療同意問題
- 後見人は身元保証人にはなれない
- 後見人は死後について何もできない
- 後見人がつくまでの間、行政と包括が連絡先になった
- 金銭管理

出典：消費者委員会「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告報告（添付資料）」

⑧ 身元保証人等がいた場合でも解決しなかったことの有無

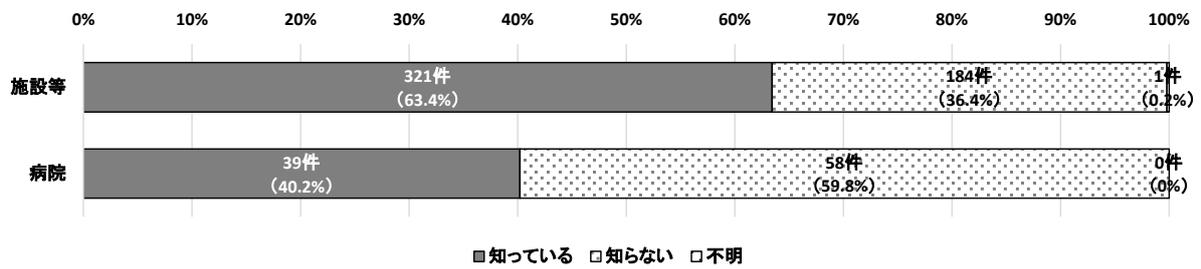
施設等では 24%、病院では 67%が身元保証人等がいた場合でも解決しなかった問題があったと回答している。



出典：公益財団法人成年後見センター・リーガルサポート「病院・施設等における身元保証等に関する実態調査報告書」

⑨ 都道府県知事から指定を受けた介護老人福祉施設では、施設の入所契約に際し、「身元保証人等」がないことを理由として施設入所を拒否してはならないことを知っているか

アンケート対象の施設のうち、「知っている」と回答したのは64%であった。



出典：公益財団法人成年後見センター・リーガルサポート「病院・施設等における身元保証等に関する実態調査報告書」

調査手法：アンケート調査、全国の病院・施設等（1,521ヶ所）を対象として実施、有効回答数 603ヶ所

(2)-2 介護施設等における身元保証人等に関する法的整理

① 保証人等の定義（用語）に関する法的整理

各法律における関連する保証人等の定義は、下記の通りである。

1.保証人（民法 446・452・453 条） 債務者が債務を履行しない時にその履行の責任を負う。ただし、保証人はまず債務者に請求するよう求めることができる（催告の抗弁）。また、債務者に弁済するだけの資力があり、執行が容易であると証明した時は、債務者の財産から弁済をする（検索の抗弁）。
2.連帯保証人（民法 454 条） 債務者が債務を履行しない時にその履行の責任を負う。ただし、保証人とは異なり、催告の抗弁および、検索の抗弁はないため、保証人よりも責任が重い。
3.身元引受人（身元保証に関する法律第 1 条、同 2 条） 被用者（被身元保証人）の行為により、使用者（雇用人等）が受けた損害の責任を負う。ただし、身元保証契約は成立から 3 年間にされており、契約期間は 5 年を超えることはできない。 ※引受、保証その他名称は問わない

出典：消費者委員会「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての調査報告報告（添付資料）」

② 「提供拒否の禁止」に関する法的整理

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号） （提供拒否の禁止） 第四条の二 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号） （提供拒否の禁止） 第五条の二 介護老人保健施設は、正当な理由なく指定介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。
指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号） （提供拒否の禁止） 第六条の二 指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。
地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号） （提供拒否の禁止） 第三条の八 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 ¹ は、正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。

¹ ※認知症対応型共同生活介護など他の地域密着型サービス事業は、当該規定を準用している。

③ 扶養義務

直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある（民法 877 条）

夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。（民法 752 条）

（学説）扶養の内容については生活保持義務と生活扶助義務という区別が一般にされている。生活保持義務とは、自分と同じ程度の生活させる義務で、夫婦間や未成年の子に対する扶養などはこのような生活保持義務であるとされる。これに対して、生活扶助義務とは、自分にふさわしい程度の生活を維持した上でなお余裕がある場合に最低限の生活を維持させる義務で、他の親族に対する扶養はこのような生活扶助義務であるとされている。

④ 改正民法（平成 32 年（2020 年）4 月 1 日から施行）

保証制度に関する改正の概要

保証契約一般を対象として、書面によらない保証契約を無効とする。（改正民法 446 条）

極度額の定めのない根保証契約を無効とする。（改正民法 465 条）

根保証契約における保証期間を制限（改正民法 465 条）

いずれも強行規定。なお、経過措置あり（改正民法 2 条から 4 条まで）

第2章 調査の視点

(1) 本調査の全体像

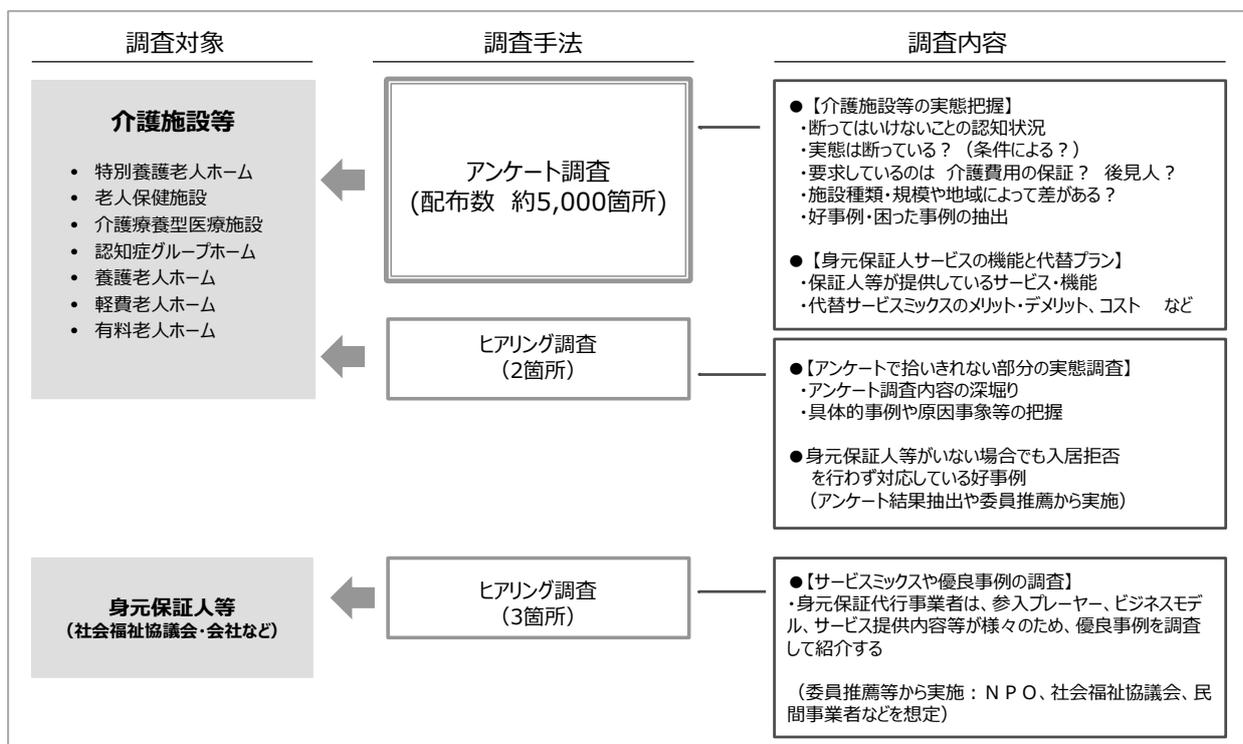
① 調査設計・内容検討

検討委員会による仮説検討、調査項目の検討を経て、調査結果による内容の確認およびとりまとめ、政策提言について委員会形式にて検討を実施する。

② 実態把握／実施調査

アンケート調査（配布数約 5,000）及びヒアリング調査（計 6 件）を実施する。

図表 5 調査の全体像



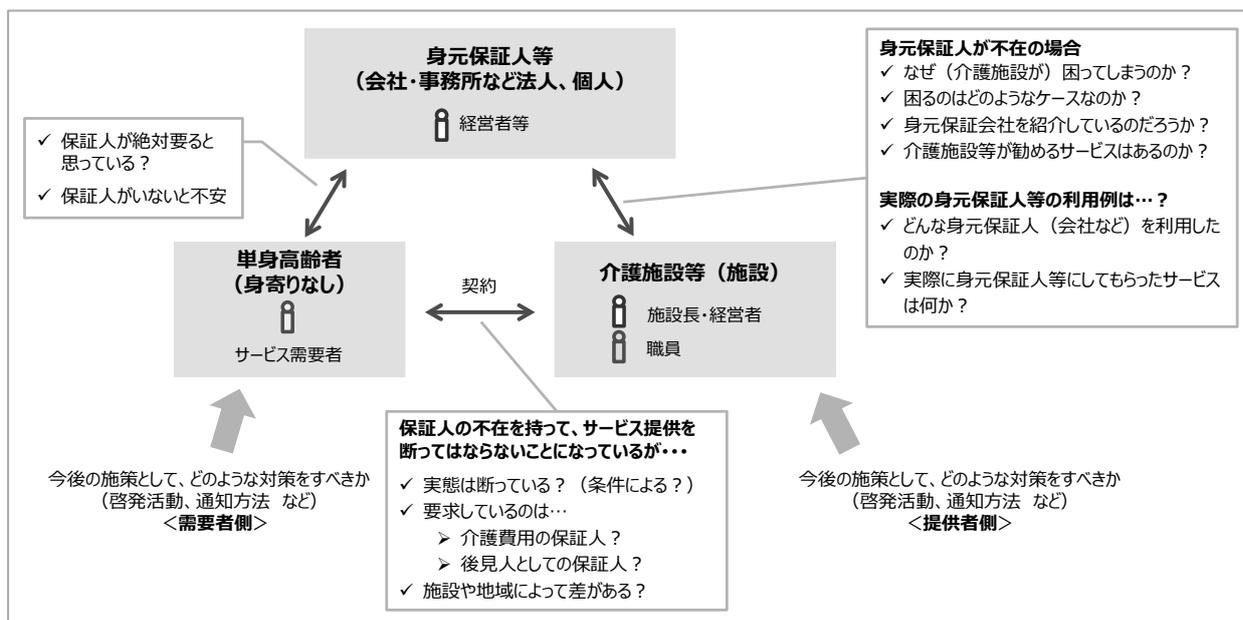
※ヒアリング調査については、上記 5 件の他に有識者ヒアリング 1 件の計 6 件を実施した。

(2) 調査における問題意識／明らかにしたいポイント

① 本調査の目的

身寄りのない単身高齢者が介護施設等に入所する際の身元保証の問題が指摘されているが、介護施設等が身元保証を求める理由や背景等の実態は十分には明らかにされていない。このため、介護施設等が身元保証人等に求めている役割を分析・分類し、それぞれの役割の必要性並びにその役割に対応することが可能な既存の制度・サービスを整理することが求められている。

図表 6 介護施設等における身元保証人等の実態把握



② 本調査における問題意識等

本調査を進めていくにあたっての、主な問題意識として、以下のようなものが挙げられた。

- 保証人等の不在を持って、サービス提供を断ってはならないとされているが、各介護施設等においての実態はどのようなものとなっているのか。
- 身元保証人等がなぜ必要なのか、身元保証人等がいないと、何が介護施設として困っている点はなにか。どのような機能・役割を求めているのだろうか。
- 実際の民間企業・NPO 等による身元保証人等サービスの機能は何か、どのようなものが使われているのか。

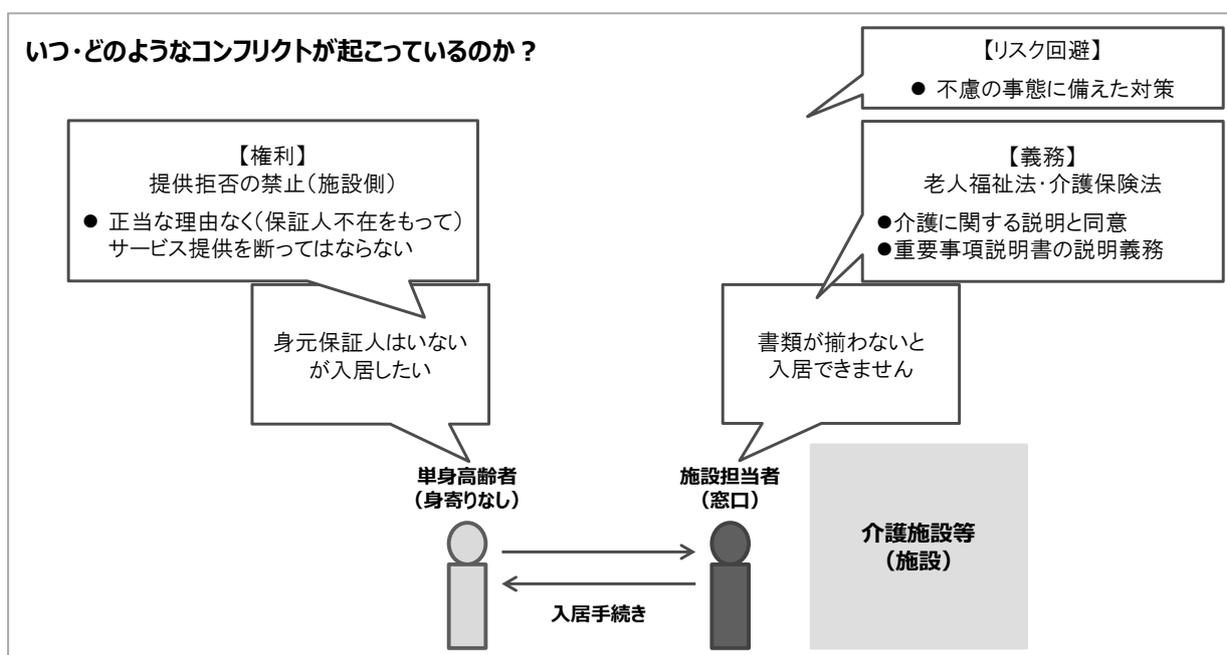
(3) 分析における仮説

アンケート調査項目の検討にあたって、プレヒアリング等の結果より、調査仮説を検討する。このような仮説のもと、調査票を設計し、委員会にてブラッシュアップを行なった。

① 身元保証人等に求められる役割について

- 施設側では契約の締結（説明と同意）、リスク回避の観点から、本人以外の保証が欲しいと考えているのではないか。
- （身元保証人等がないとして）いつ・どのようなコンフリクトが起こっているのか。
- 契約時が最も大事な場面ではないか。

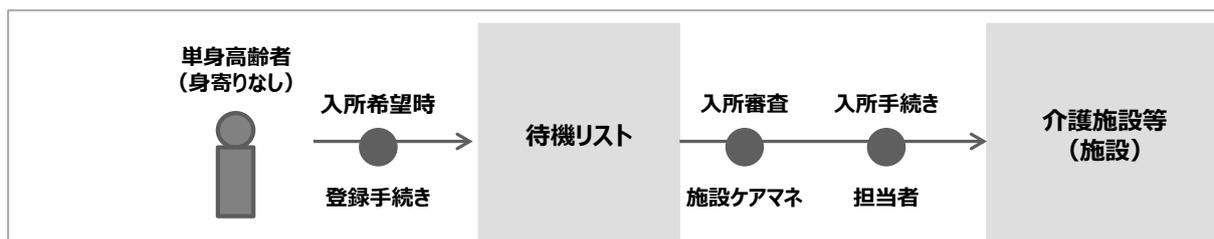
図表 7 介護施設の入所契約について



② 身元保証人が求められる時点

- 契約当事者や時期なども重要な問題ではないか。
- 身元保証団体を利用する場合には、施設への入所手続き以前（自宅生活時）に契約していることも考えられるが、本調査は介護施設等に対する調査であるため、入所手続き以前の状況までは遡らないこととする。

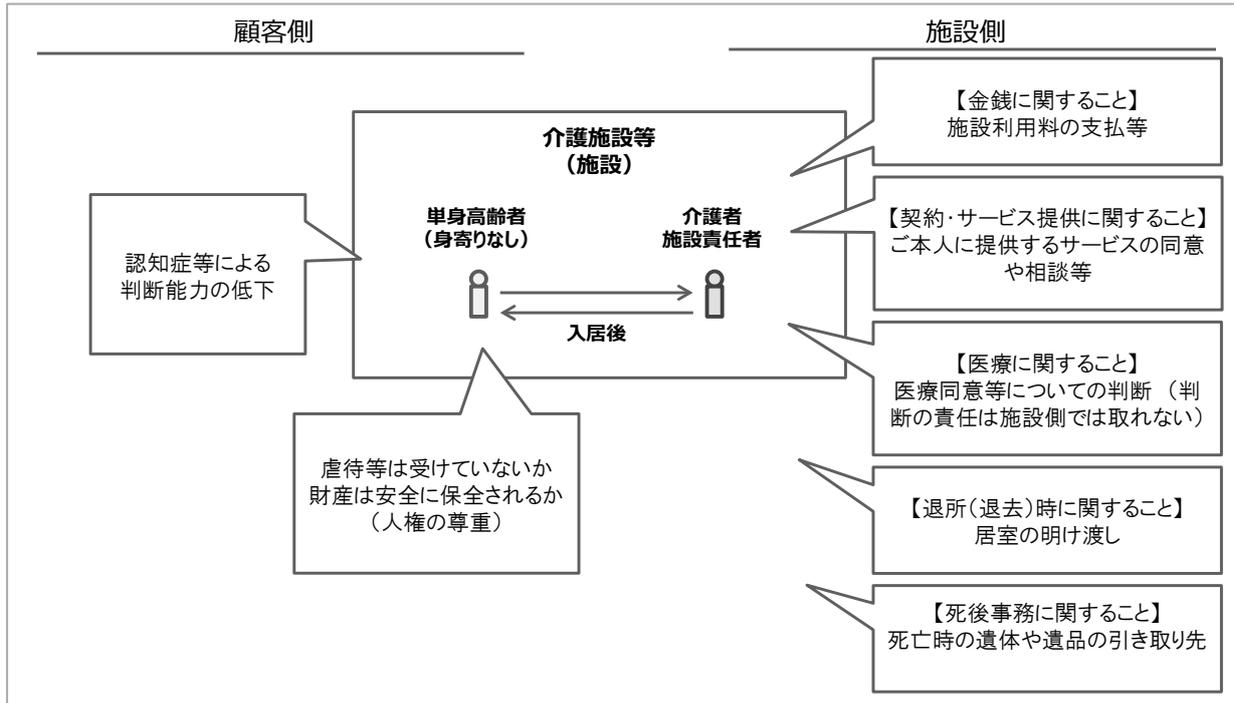
図表 8 介護施設入所までのフロー



③ 身元保証人等に求められる機能・役割

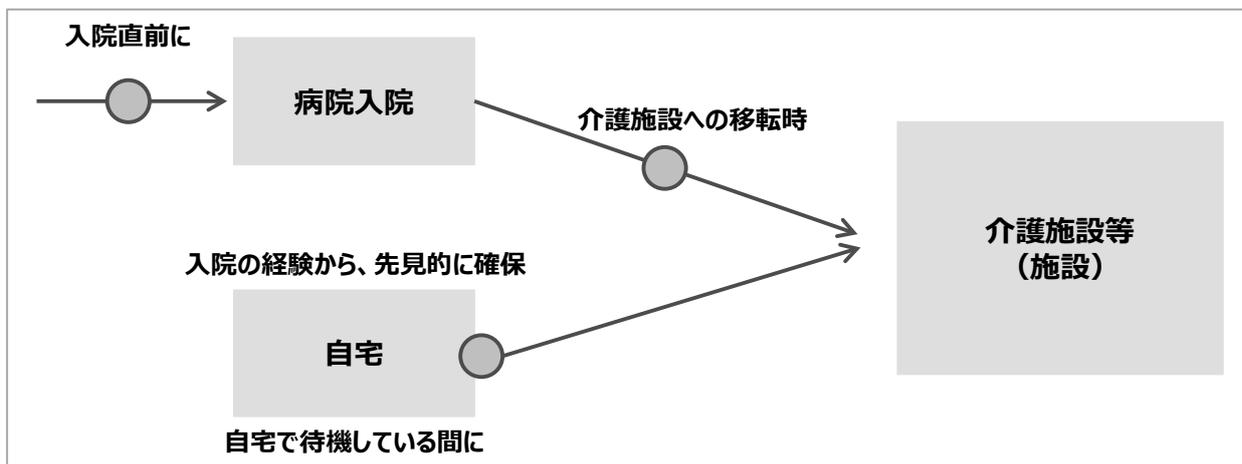
- 身元保証人等に求められる機能は「金銭に関すること」「契約・サービスの提供に関すること」「医療に関すること」「退所（退去）時に関すること」「死後事務に関すること」に集約・整理されるのではないかと。
- 「医療に関すること」などは、身元保証人等が対応できる範囲を超える責任が期待されているのではないかと。

図表 9 身元保証人等に求められている機能（プレヒアリングより）



④ 専門職や身元保証団体の活用

- 専門職や身元保証団体を活用している場合は、どのような場面で活用または契約をしているのか。
- 特に成年後見制度を利用している場合や、身元保証団体と契約している場合は、いつ手続きしているのか。



第3章 調査設計

アンケート調査では実態把握が目的であり、主に「身元保証人等に求める機能・役割」を明らかとし、「代替策」の検討ができるような構成とした。また実態把握以外の、その他の論点等については、ヒアリング調査等で補足のうえ、とりまとめ時に検討することとした。

図表 10 調査項目骨子

1. 実態把握
<p><u>入居希望者の受付から入居確定までの手続き</u>において、介護施設等は、どのように保証人等を求め、希望者が、「保証人等がない・見つからない」と返答してきた場合には、どのように折衝・対応しているのか？ また、代替案を提示しているのか、身元保証サービス会社を紹介するのか、それでも最終的に「身元保証人はいない」とする希望者の場合は、お断りしているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保証人等の要求有無・要求方法 ○断る事例（頻度・数量の測定は困難である可能性あり） ○保証人等がない場合の対応状況 ○紹介する事例（頻度・数量の測定は困難である可能性あり） ○保証人等がない場合の代替案等
2. 身元保証人等サービスの機能と代替策
<p><u>主に入居確定後</u>において、介護施設等または入居者は、どのように保証人等のサービスや機能を利用しているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身元保証人等に求める機能・役割 ○身元保証人等の代替策（既存サービス等の活用・組合せ） ○代替案の活用事例 <p>→身元保証人等が不在でも上手くいった事例、困った事例、身元保証人等が不在の場合の対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○代替案のメリット・デメリット、コスト等
3. 施設属性等
<ul style="list-style-type: none"> ○施設種類と法人種別 ○地域
4. その他の検討事項
<ul style="list-style-type: none"> ○金融制度、信託・保険等の活用 ○認知症、急病など医療的対応・判断 ○看取り、葬式・墓、遺品整理等のサービスの範囲 ○遺言として決めておくべき事項

第4章 ヒアリング調査

(1) 調査目的

介護施設等における身元保証人等に関する実態について、自治体関係者、施設関係者及び保証サービス会社へヒアリングを行い、現場の状況を把握することを目的とする。

本調査の前半では、ヒアリングを2件行い、調査の方向性の決定及びアンケート調査票作成にあたっての参考情報とした。アンケート調査の開始後にヒアリングを4件行い、調査の取り纏めに向けた検討材料とした。

(2) 調査概要

ヒアリング調査は、有識者、介護施設、自治体関連団体（社会福祉協議会）および民間事業者を対象として行った。具体的なヒアリング対象先は、次の通り。

図表 11 ヒアリング対象

実施日	区分	対象先（敬称略）
2017年7月19日（金） ※プレヒアリング	社会福祉協議会 （自治体）	足立区社会福祉協議会 権利擁護センターあだち
2017年9月12日（火） ※プレヒアリング	介護施設 （特別養護老人ホーム）	特別養護老人ホーム S
2017年10月4日（水）	社会福祉協議会 （自治体）	品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター
2018年1月22日（月）	介護施設 （認知症対応型共同生活介護）	社会福祉法人 I
2018年3月7日（水）	有識者	公益財団法人 T
2018年3月12日（月）	民間事業者	A社

(3) 調査結果

(3)ー1 足立区社会福祉協議会 権利擁護センターあだち

足立区社会福祉協議会（権利擁護センターあだち）が実施している、「高齢者あんしん生活支援事業」についてヒアリングを行った。

【事業概要】

- ✓ 施設入所および入院の際に、預託金に基づく保証人に準じた支援を行う
- ✓ 身元保証等・保証人に準じた支援を実施し、預金等の確認も行う
- ✓ 預託金の 52 万円は、本事業から成年後見人に繋ぐために必要な金額であり、契約終了時に残金が返還される
- ✓ 死後は公正証書遺言に基づいて処理を行う
 - 公正証書遺言は財産に関するもの、付言事項として葬儀や納骨に関するもの
- ✓ 手続きに要する期間は約 4 ヶ月である
 - 場合によっては、お墓探しを行うため、契約まで 1 年かかることもある。あらかじめ決めていた人は契約も早くなる
 - 「来週入院するので、すぐに契約したい」等の希望があっても、お断りしている

【利用者について】

- ✓ 利用者は、これまでに入院等の経験がある高齢者で、在宅の方が多い
 - 入院時の手伝いが必要な場合、保証人を家族・友人等に依頼できない場合などに利用希望する人が多い
- ✓ 認知症等で判断能力が不十分な場合は契約不可の為、他の支援制度（成年後見人等）を紹介している
 - 契約後に判断能力が低下した場合は、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度になく支援を実施する
- ✓ 福祉事業であるため、資産が 3,000 万円より多い人は、弁護士等を利用してもらう

【事業運営にあたって】

- ✓ 現在、スタッフは 14 名在籍しており、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度利用支援事業、高齢者あんしん生活支援事業の 3 つを上記職員がこなしている
 - 高齢者あんしん生活支援事業に関しては、契約が済めば、入院が発生するまで動きが少ない。現在は、入院が重なっても 2 件程度のため、対応できている

(3)ー2 特別養護老人ホーム S

介護施設において身元保証人等に求める役割および身元保証人等に関する今後の政策についてヒアリングを行った。

【身元保証人等に求める役割について】

- ✓ 利用者が自分で意思決定を行うことができなくなった場合に、利用者本人の代わりに意思決定を行うことが身元引受人の役割である
 - 身元引受人がいることは、利用者の人権保護につながる
 - 施設はあくまでも利用者の意思決定の意向に沿ったサービスの提供を行う
- ✓ 利用料の滞納時にも身元引受人が求められる
 - 利用者が利用料を滞納した場合は、身元引受人に請求
 - 身元引受人に請求しても支払いがされない場合には、退所となる
- ✓ 延命処置に関する意思決定は、介護職員が行うことはできない
 - 介護施設側で意思決定をすると、場合によっては責任問題となることもある
 - 入居時に意向確認書を記入していただき、連絡が取れない事態に備えている
- ✓ 利用者の死後における残置物および預り金を処理する際にも身元引受人が必要
 - 利用者の死後、利用者からの預り金、および残置物は身元引受人に引き渡す
- ✓ 身元引受人は入居の時点で決めておく必要がある
 - 入居後に何かあってから身元引受人を見つけるのでは、空白期間ができてしまう
- ✓ 預り金の管理については、月々の管理料を支払うことによって施設で引き受けている（1,500円/月）こともある（預り金は病院での支払いに利用されることが多い）

【今後の政策について】

- ✓ 遺言作成および成年後見人制度の普及
 - 自分で生活を考えられなくなったとき、意思決定ができなくなった時にどうするかを予め決めるようにしておく
- ✓ 身寄りのない老人の場合には、社協・地域包括支援センター等が一時的に身元引受人の機能を果たす
 - 家族等へのバトンタッチを果たす。家族が見つからない場合の意思決定は、行政の福祉事務所長等が責任を持つようにするべきではないか
- ✓ 身元引受人には家族がなることが望ましいため、「家族は大事である」ということを政府が強調することが大事である
- ✓ 政府が国民に対して、身元保証人等に関する情報を与える
 - 民間の身元保証を活用するのであれば、運営組織の種類（公的なもの、非公的なもの）や契約時に注意すべき事項など、利用時に適切なサービスを選択できるような情報を提供すべき

(3)ー3 品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター

品川区社会福祉協議会が実施している「あんしんサービス事業」の内容や、高齢者の権利擁護に関する地域連携ネットワークの状況、介護施設等における身元保証人等の問題全般に関してヒアリングを行った。

【品川成年後見センターの概要・取組み】

(センターの取組)

- ✓ 成年後見制度の利用に関する相談及び手続支援、法人後見人等の受任
- ✓ あんしんサービス事業の実施
 - 現在は約 50 名と契約中であり、対象者は一人暮らしの高齢者など見守りが無い方であり、利用に際して、資産要件は問わない
- ✓ 市民後見人の養成、成年後見制度の普及・啓発

(地域連携ネットワークについて)

- ✓ 地域包括支援センターは区役所（1ヶ所）にのみ設置し、ブランチとして在宅介護支援センターを 20ヶ所設置している
- ✓ 支援を必要としている高齢者からの相談または民生委員等による発見があった場合には、ケース会議において権利擁護の必要性の確認、親族・財産の把握等が実施され、方針決定会議において後見等申立の確認、後見人の選定等が行われる
- ✓ また、第三者運営委員会において、学識者等によるケース方向性全般の審議、後見人候補者の審議等が実施される

【介護施設等における身元保証人等の問題について】

(身元保証問題全体について)

- ✓ 身元保証人に求めている役割については、様々なものがあり、施設側もよく分かっていないのではないか、「身元保証人」という言葉は、責任の範囲が明確ではない
- ✓ 身元保証に対して間違った認識が広まっているのが現状ではないか
 - 身元保証人は介護施設の為に存在するのではなく、契約者本人の人権擁護が第 1 の役割なのではないか
 - 成年後見の本来の目的は、身元保証ではなく、判断能力が低下した人のサポート
- ✓ 後見人契約を結んでいる高齢者が介護施設へ入所する際に、身元保証人としての署名を求められた際は、「身元保証人」として署名することはできないが、「後見人」として財産管理・身上監護を行うことが可能である旨を伝え、交渉する

(医療同意および看取りについて)

- ✓ 契約者本人の判断能力があり、意向確認が可能な場合は、看取りの意向に関する書類を作成する
- ✓ 契約者本人が認知症の場合には、看取り等に関する意向を本人に繰り返し聞き取りして意思確認をするとともに、徹底的に親族を調べ上げる
- ✓ 医療者が（本人の家族等から）訴えられる立場にあるということ自体が、問題なのではないか
- ✓ 介護施設・医療者等の支援者側としては、成年後見人に医療同意の権限があったほうがいいが、本人の意思が最も重要である

(3)－4 社会福祉法人 I

認知症対応型共同生活介護（認知症 GH）における身元保証人等の取扱い（契約時、入居後、本人死亡後）、成年後見人の活用状況、今後に向けた御意見等についてヒアリングを行った。

【入所時の手続きについて】

（入所説明時に使用する書類（契約書、重要事項説明書、各種同意書等））

- ✓ 契約書以外に、重要事項説明書と運営規定（厚生労働省の定めに基づいて作成）があり、それぞれを説明した上で契約を締結している。
- ✓ 重要事項説明書と運営規定以外に、「個人情報保護と公開に関する同意書」及び「看取りに関する同意書」がある。看取りについては入居時、その後年1回は本人もしくは本人の代理人（後見人含む）の確認をとっている。

（身元保証人等の取扱い）

- ✓ 当施設では「身元保証人」ではなく、「利用者代理人」という用語を使用している。
- ✓ 「身元保証人」や「家族」等、法定な概念が整理されていない用語の使用はトラブル発生の原因になり得るため避けるべきである。
- ✓ 事業者の間では、入居者の代わりに様々な意思決定を担う中心的人物をKPと書いて、キーパーソンと呼んでいるが、これも曖昧な言葉である。
- ✓ 入居者本人が亡くなった後、預り金の返還を請求するために（利用者の生前は連絡のなかった）遠い親戚が突然現れるケースもある。当施設の場合は、利用者代理人の承諾がない場合には、何事にも応じられない旨を明確にしている。書類上の署名欄が「代理人」ではなく「家族」といった法的根拠がない表現の場合、このようなトラブルが起きた際に問題を回避できない可能性がある。

（認知症における契約の成立について）

- ✓ 契約書への署名は、認知症が非常に軽く、物事を比較的是っきりと認識できる場合はご本人に書いていただいている。しかし、比率から言えば代理人が多い。
- ✓ 本人に判断能力がない場合、契約を結んだとしても無効となる。代理人がサインをしたとしても、法的には後見人をつけない限り無効である。本来、認知症の場合はすべての人に後見人をつけるべきと考える。しかし、家族が代理人になっている場合、家族に後見人申請を強要することはできない。
- ✓ 民法上の実行行為としてのサービスの提供があり、それに対する対価の支払いがあった時に初めて、実行行為としての契約が成立する。グループホーム入居者の大半はそのパターンによって、契約が成立している。

(身元保証人等に求める役割について)

- ✓ 「利用者代理人」には、債務以外について、本人の代理人としての役割を果たしていただく。

(成年後見人制度、身元保証団体（社会福祉協議会、NPO 法人等）の活用状況)

- ✓ グループホーム利用者9人中3人には身近な親族がいないため、成年後見人制度を利用している。
- ✓ 入居手続きの際に、地域包括支援センターや担当のケアマネジャーから「市区町村長申立ての後見人をつける予定だ」という連絡が事前に入るケースが多い。
- ✓ 低所得者が多いため、成年後見制度利用支援事業を活用している。当制度を活用すると、後見申立の手続き費用や後見人への毎月の報酬の助成が出る。
- ✓ 後見人には司法書士がつくケースが多い

【今後の在り方に関する御意見】

(用語の定義と法的根拠)

- ✓ 民法には「親族」という言葉はあるが、「家族」という言葉はなく、「家族」に対する法的な概念が存在しない。
- ✓ 法的根拠のある用語を利用することはトラブル回避において重要である。身元保証の在り方の方向性を検討するにあたり、まず厚生労働省は法務省とも相談して、用語の定義と法的根拠を明確にしていきたい。

(後見人の質向上)

- ✓ 成年後見人制度を利用しているが、全体の質向上を図っていく必要がある
- ✓ 後見人には、法律から医療、介護と幅広い知識を身につける必要がある。後見人が負うべき義務を十分理解していなかったり、認知症に関する知識が乏しかったりするために、施設側との意思疎通が上手く図れなかったりするケースがある。
- ✓ また、書類に印鑑を押して返送してくるのみで対面を疎かにしている方もいるので、改善が期待される。

(3)–5 公益財団法人 T

高齢者介護分野の有識者（公益財団法人 T に所属）に対して、高齢者の身元保証問題全般に関するヒアリングを実施した。

【介護施設等における身元保証人等について】

（身元保証人等の役割）

- ✓ 介護施設等における身元保証人等に求められる役割については、「身上保護」「財産管理」「連帯保証」「損害補償」「死後事務」という整理で良いのではないかと。
- 法的な流れは問題ないと感じるが、サービス提供側のコストについても考える必要があるのではないかと。
- 上記整理方法では在宅高齢者への汎用性が低い可能性がある（在宅高齢者の生活支援に関する課題は、施設入所している高齢者とは異なる部分がある）。

【高齢者の生活支援について】

（社会生活モデル）

- ✓ 医療・法学モデルだけではなく、社会生活モデルに基づいた生活支援が重要である。
- ✓ 社会生活モデルでは、ADL（医療モデル）以外にも、「ゴミ出し」「掃除・洗濯」「入浴」等の基礎的な生活能力に関する項目を重視する。
- 障害者については、障害者総合支援法の法改正により、「障害支援区分」が適用されることで、より実効性のある生活支援を行うことが可能になると考えられる。
- 「障害支援区分」の認定調査項目には、「身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（掃除・洗濯・買い物等）」および「意思疎通に関連する項目（読み書き・説明の理解）」等が含まれている。
- ✓ 介護施設では職員が高齢者の生活支援を行うが、在宅かつ単身者の場合には本人の生活支援あるいは各種代行サービスを担う人がいない場合も多く、課題が大きい。
- 単身生活者の生活支援・死後対応等を包括的に実施するソーシャルワーカーが必要であると考えている。

（バルネラビリティと意向確認）

- ✓ 生活支援を考える際、バルネラビリティ²を持つ高齢者については、意向確認が非常に難しい。

² バルネラビリティ（Vulnerability）：厳密な定義はないが、福祉分野においては「ひ弱さ、他社からの攻撃の受けやすさ、傷つきやすさ」、「心身の安全・安心、健康、生活、尊厳、つながり、シティズンシップ、環境が脅かされる、あるいはその恐れがある状態」と解釈されることが多い。

- ✓ 人権尊重の観点では、一口に「買い物支援」といっても、対象者によって多種多様な希望（意向）があることを考慮する必要がある。
 - 例えば「買い物支援」の場合、対象者によって「一緒にお店に行って商品を選びたい」、「完全に代行して欲しい」「移動車による販売を行ってほしい」等の様々な希望が出てくるため、真の意味での意向確認は難しい。
- ✓ デンマークでは、高齢者に介護サービスを提供する際の確認項目が、「ケアプランを見た」「納得／しない」の2項目に分かれている。
 - 「ケアプランを見た」という項目には、ケアプランを見せた時点でチェックを入れる。
 - 「納得した／しない」という項目は、まずは一旦保留とし、介護サービスの提供を開始する。その後、一定期間サービスを提供した後に「納得した／しない」を再度確認し、チェックを入れてもらう。
 - 判断能力・意思決定能力が低い場合には、実際に体験をしてからでないと、自分が納得するかどうかを判断することが難しい。

(3)－6 民間事業者 A

A 社が介護施設向けに提供している介護費用保証商品の内容について、ヒアリングを行った。同社は、賃貸住宅等の家賃債務や、入院・介護費用などに対して、利用者とサービス提供者の間に入って保証サービスを提供するノンバンクである。

【介護費用保証商品について】

- ✓ 当社では3年ほど前から、家賃債務保証製品をベースとして、介護施設向けに介護費用保証商品の提供を開始した。
 - 商品の提供にあたっては、大手損害保険会社と提携している。
- ✓ 本商品では、貸借人・利用者の債務に対して限定して保証を行う。
 - 保証の範囲が経済面のみであるため、包括的な身元保証サービスと比較した場合、保証料が安価である。
 - 保証にあたっては限度額が設定されている。限度額は期間や施設の利用料といった要素を考慮して決定する。
- ✓ 介護施設向けの商品であり、契約数ベースではサービス付き高齢者住宅の利用が多い。
- ✓ 以前に比べて、少しずつ利用料の滞納が増えてきていると感じる。
 - 従前は経済的に安定した利用者等の受け入れが多かった施設についても、人口構造や高齢者の経済状況が変化してきたことにより、低所得者・生活保護者の受け入れも開始せざるを得ない状況となってきた。

【身元保証サービスについて】

- ✓ 当社においても、介護費用のみでなく身元保証全体を含めた商品について検討を行ったが、事業性やリスク等が把握しきれないため過去見送った経緯がある。
- ✓ 特に利用者と契約を結ぶ以上、適切なサービス提供を契約期間終了まで履行する責任が発生する。
- ✓ 身元保証事業についても、過去に家賃債務保証事業が始まった時のように、価格競争が発生したり、より広い保証範囲が求められたりする流れとなるのではないかと懸念している。
- ✓ 身元保証団体・事業者が健全に運営されているかどうかは、決算書・契約数・取引先といった表面的な情報を見るだけではなかなか分からないため、注意が必要である。

第5章 アンケート調査

(1) 調査目的

介護施設等における身元保証人等の実態を把握し、今後の施策を検討することを目的として、全国の介護施設を対象としたアンケート調査を実施した。

(2) 調査方法

(2)‑1 調査対象

全国の介護施設に対して調査票を配布（4,900施設）した。アンケート調査の対象とした施設種別は下記の通りである。

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を除く）

(2)‑2 抽出方法

検討委員会において、「均等割当（案A）」及び「母数比率による割当（案B）」のどちらを採択するか検討を行った。本調査においては、いずれの施設種別においても一定数以上の回答を確保することを目的として「均等割当（案A）」を採用し、施設種別（7種類）ごとに700件の計4,900件を配布した。各施設の母集団施設数等については、図表12に記載の通りである。

(2)‑3 実施時期

2017年12月1日（金）～2017年12月22日（金）

(2)‑4 調査方法

郵送による配布／回収

図表 12 調査対象とした施設種別・アンケート配布数

施設種別	特徴	提供拒否の禁止 (注)	母集団 施設数	アンケート配布数	
				案A 均等割当	案B 母数比率
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で家庭での生活が困難な 場合に入所する施設	あり	7,551	700	944
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリを中心とする医 療ケアと介護を必要とする場合に入所す る施設 (病院と自宅の中間的施設)	あり	4,189	700	524
介護療養型医療施設	主に医療法人が運営する医療施設。特養 や老人保健施設よりも重い要介護者など を受け入れているとされる。	あり	1,423	700	178
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	認知症の症状を持ち、病気や障害で生活 に困難を抱えた高齢者が、専門スタッフ の援助を受けながら1ユニットあたり5～ 9名で共同生活する住居	あり (規定を準用)	12,983	700	1,623
養護老人ホーム	経済的に困窮かつ、現在おかれている環 境では在宅で生活することが困難な高齢 者が入所する施設	-	957	700	120
軽費老人ホーム (ケアハウス)	低所得階層に属する高齢者であって、家 庭環境、住宅事情等の理由により居宅に おいて生活することが困難な方が、低額 な料金で利用し、健康で明るい生活を送 れることを目的とした施設	-	2,264	700	283
有料老人ホーム (サ高住以外)	高齢者が入所し、食事や生活サービスが 提供される施設	-	10,651	700	1,331

注：設備及び運営に関する基準において、「提供拒否の禁止」が規定されている場合には「あり」と記載。

出典：母集団施設数については、「平成 27 年介護サービス施設・事業所調査」、「平成 27 年社会福祉施設等調査」より引用

(3) 調査結果

アンケート調査票の配布数および回収数については、下記の通りである。

回収率が非常に高く、本調査内容に関する各施設の関心の高さが伺えた。各施設別に比較しても、偏りなく多くの回答が寄せられた。

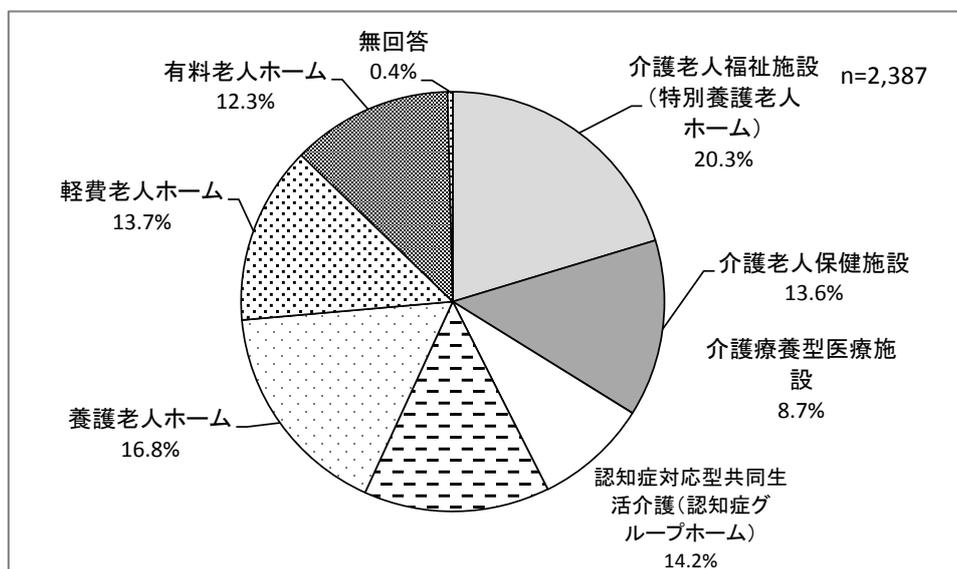
図表 13 配布数及び回収数（全体）

配布数	回収数	回収率
4,900 件	2,387 件	48.7%

図表 14 配布数及び回収数（施設別）

		母集団	配布数	回収数	回収率
全 体		40,018	4,900	2,387	48.7%
施設種別	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	7,551	700	485	69.3%
	介護老人保健施設	4,189	700	324	46.3%
	介護療養型医療施設	1,423	700	208	29.7%
	認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	12,983	700	339	48.4%
	養護老人ホーム	957	700	401	57.3%
	軽費老人ホーム	2,264	700	327	46.7%
	有料老人ホーム	10,651	700	294	42.0%
	無回答	-	-	9	-

図表 15 施設種別ごとの回収状況

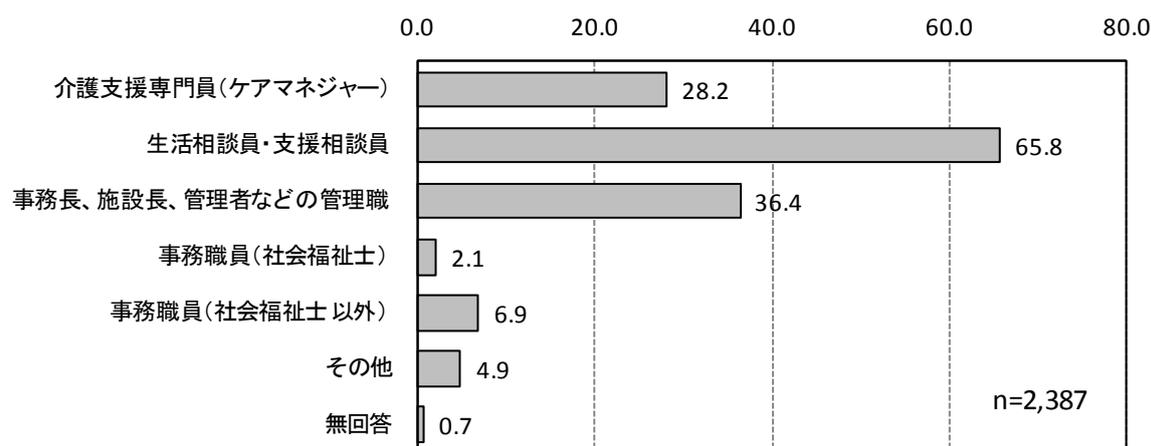


(3)–1 入所時の契約手続きについて

① 契約担当者

【問 3(1)】 貴施設では施設への入所（入院・入居）において契約実務を担当しているのはどのような職種の方ですか。（複数回答）

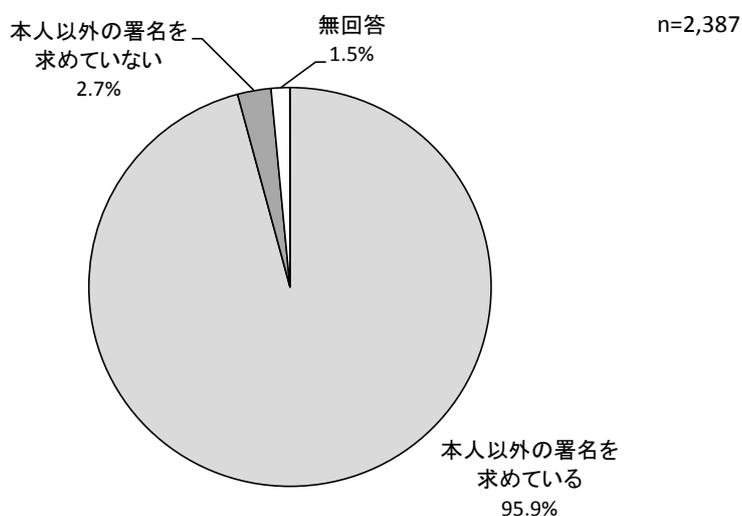
施設への入所（入院・入居）において契約実務を担当しているのはどのような職種の方かについて、「生活相談員・支援相談員」が 65.8%と最も多く、次いで「事務長、施設長、管理者などの管理職」が 36.4%であった。



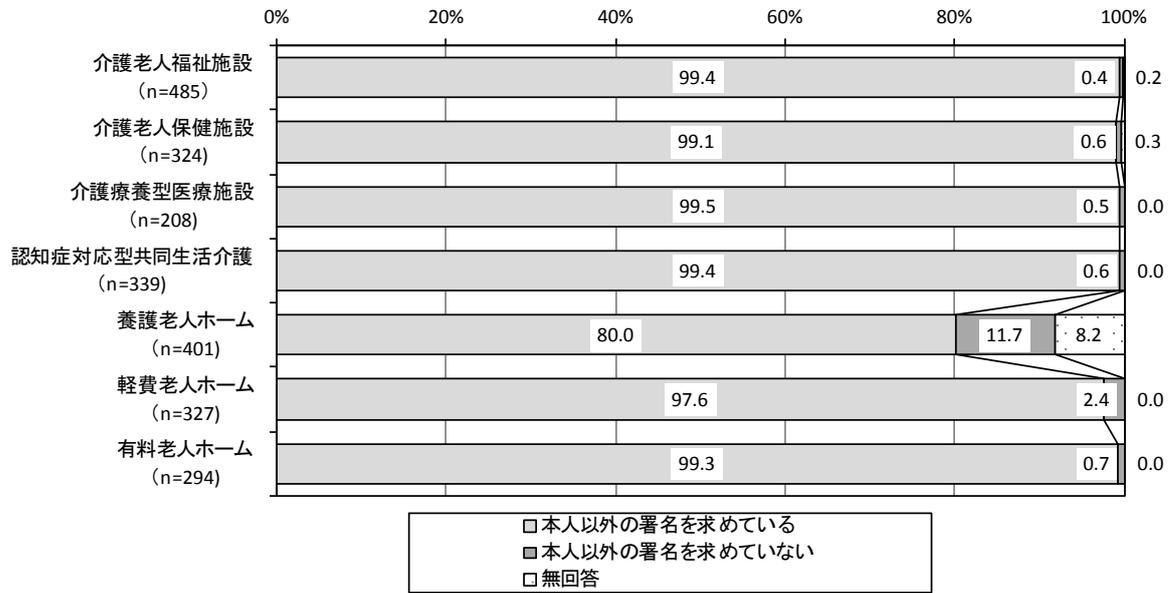
② 契約書に本人以外の署名を求めるか

【問 3(2)】 貴施設で施設への入所（入院・入居）時に用いられている「契約書」において、本人の署名欄とは別に本人以外の署名を求めていますか。

施設への入所（入院・入居）時に用いられている「契約書」において、本人の署名欄とは別に本人以外の署名を求めるかについて、「本人以外の署名を求めている」が 95.9%を占めており、「本人以外の署名を求めている」が 2.7%であった。



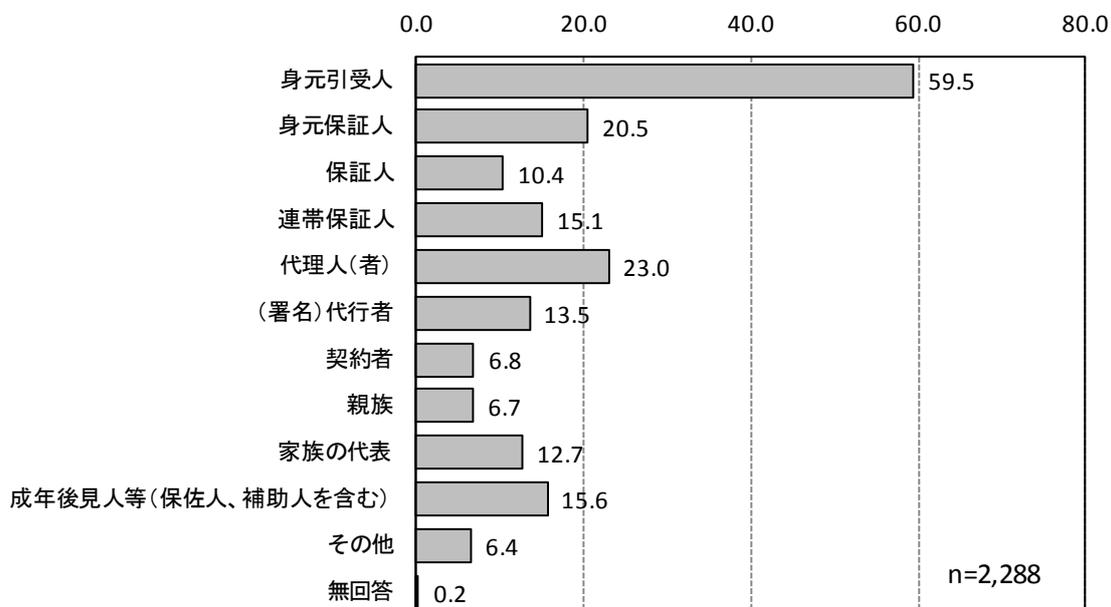
【施設種別ごとの割合】



③ 契約書における本人以外の署名の名称（用語）

【問 3(3)】 入所（入院・入居）契約書（申込書・同意書）における本人以外の署名欄の名称をご回答ください。（複数回答）

入所（入院・入居）契約書（申込書・同意書）における本人以外の署名欄は、「身元引受人」が 59.5%と最も多く、「代理人（者）」が 23.0%であった。



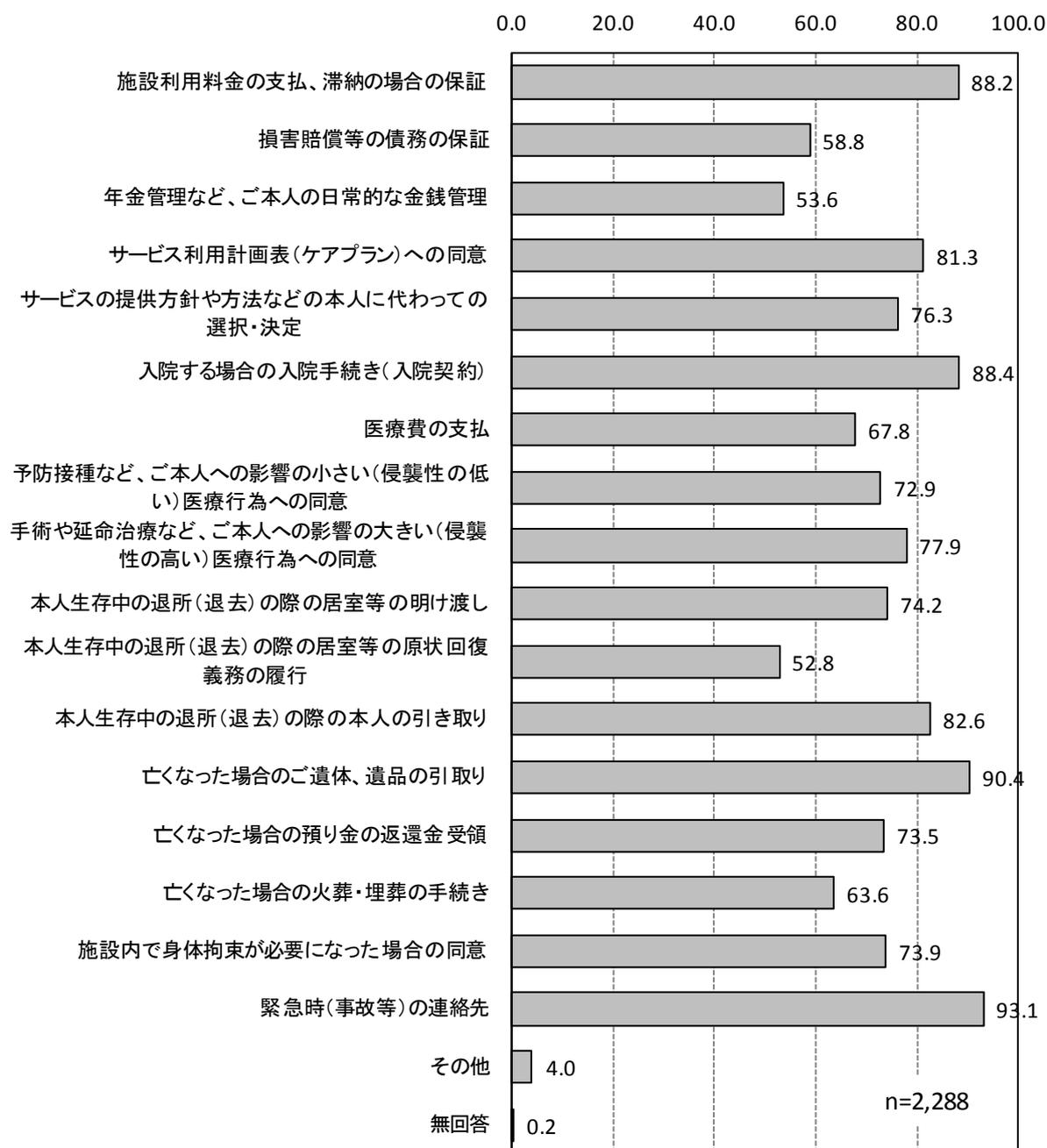
【施設種別ごとの割合】

施設種別	合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	無回答	
		身元引受人	身元保証人	保証人	連帯保証人	代理人(者)	(署名)代行者	契約者	親族	家族の代表	成年後見人等(保佐人、補助人を含む)	その他		
全体 (無回答除く)	2,288	1361	470	239	346	527	308	155	154	290	357	146	4	
	100.0	59.5	20.5	10.4	15.1	23.0	13.5	6.8	6.7	12.7	15.6	6.4	0.2	
施設種別	介護老人福祉施設	482	277	52	25	38	162	80	46	23	57	88	29	1
	(特別養護老人ホーム)	100.0	57.5	10.8	5.2	7.9	33.6	16.6	9.5	4.8	11.8	18.3	6.0	0.2
	介護老人保健施設	321	139	35	69	103	86	51	30	27	51	40	39	0
		100.0	43.3	10.9	21.5	32.1	26.8	15.9	9.3	8.4	15.9	12.5	12.1	0.0
	介護療養型医療施設	207	90	28	33	63	50	46	6	30	54	36	12	0
		100.0	43.5	13.5	15.9	30.4	24.2	22.2	2.9	14.5	26.1	17.4	5.8	0.0
	認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	337	257	63	21	53	136	54	38	25	64	48	11	1
		100.0	76.3	18.7	6.2	15.7	40.4	16.0	11.3	7.4	19.0	14.2	3.3	0.3
	養護老人ホーム	321	288	20	19	7	27	10	4	30	27	55	17	2
		100.0	89.7	6.2	5.9	2.2	8.4	3.1	1.2	9.3	8.4	17.1	5.3	0.6
	軽費老人ホーム	319	85	213	37	42	22	20	4	11	10	20	12	0
		100.0	26.6	66.8	11.6	13.2	6.9	6.3	1.3	3.4	3.1	6.3	3.8	0.0
有料老人ホーム	292	219	58	35	38	44	47	26	8	25	69	26	0	
	100.0	75.0	19.9	12.0	13.0	15.1	16.1	8.9	2.7	8.6	23.6	8.9	0.0	

④ 本人以外の署名の方に求める機能・役割

【問 3(4)】 契約書における「本人以外の署名欄に署名した方」に求める役割は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

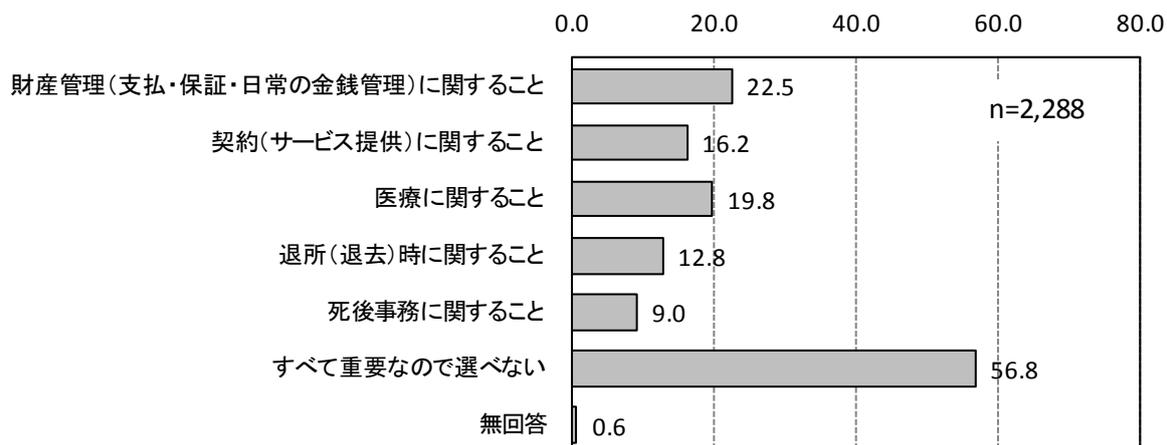
契約書における「本人以外の署名欄に署名した方」に求める役割は、「緊急時（事故等）の連絡先」が 93.1%と最も多く、「亡くなった場合のご遺体、遺品の引取り」が 90.4%、「入院する場合の入院手続き（入院契約）」が 88.4%、「施設利用料金の支払、滞納の場合の保証」が 88.2%であった。



⑤ 求める機能・役割において最も重要と考えられるもの

【問 3(5)】 契約書における「本人以外の署名欄に署名した方」に求める役割のうち、最も重要だと考えられるものはどれですか。あてはまるものに、最大2つまで○をつけてください。

契約書における「本人以外の署名欄に署名した方」に求める役割のうち、最も重要だと考えられるものは、「すべて重要なので選べない」が56.8%を占めており、「財産管理（支払・保証・日常の金銭管理）に関すること」が22.5%であった。



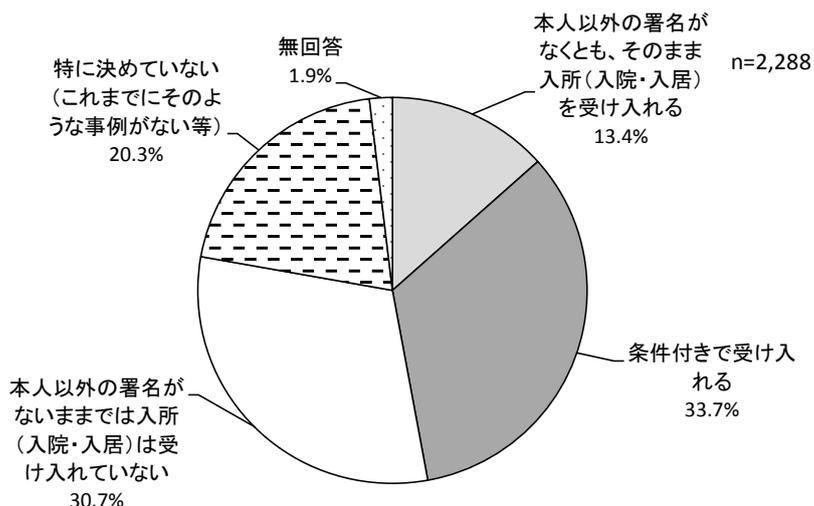
【施設種別ごとの割合】

	合計	1	2	3	4	5	6	無回答	
		財産管理(支払・保証・日常の金銭管理)に関すること	契約(サービス提供)に関すること	医療に関すること	退所(退去)時に関すること	死後事務に関すること	すべて重要なので選べない		
全体	2,288	514	370	454	293	207	1299	13	
	100.0	22.5	16.2	19.8	12.8	9.0	56.8	0.6	
施設種別	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	482	106	87	90	38	36	293	2
		100.0	22.0	18.0	18.7	7.9	7.5	60.8	0.4
	介護老人保健施設	321	103	78	44	24	9	179	2
		100.0	32.1	24.3	13.7	7.5	2.8	55.8	0.6
	介護療養型医療施設	207	72	42	51	12	14	105	4
		100.0	34.8	20.3	24.6	5.8	6.8	50.7	1.9
	認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)	337	65	58	51	12	13	230	2
		100.0	19.3	17.2	15.1	3.6	3.9	68.2	0.6
	養護老人ホーム	321	31	18	115	91	92	132	2
		100.0	9.7	5.6	35.8	28.3	28.7	41.1	0.6
軽費老人ホーム	319	75	31	57	91	28	168	0	
	100.0	23.5	9.7	17.9	28.5	8.8	52.7	0.0	
有料老人ホーム	292	59	56	45	24	15	186	1	
	100.0	20.2	19.2	15.4	8.2	5.1	63.7	0.3	

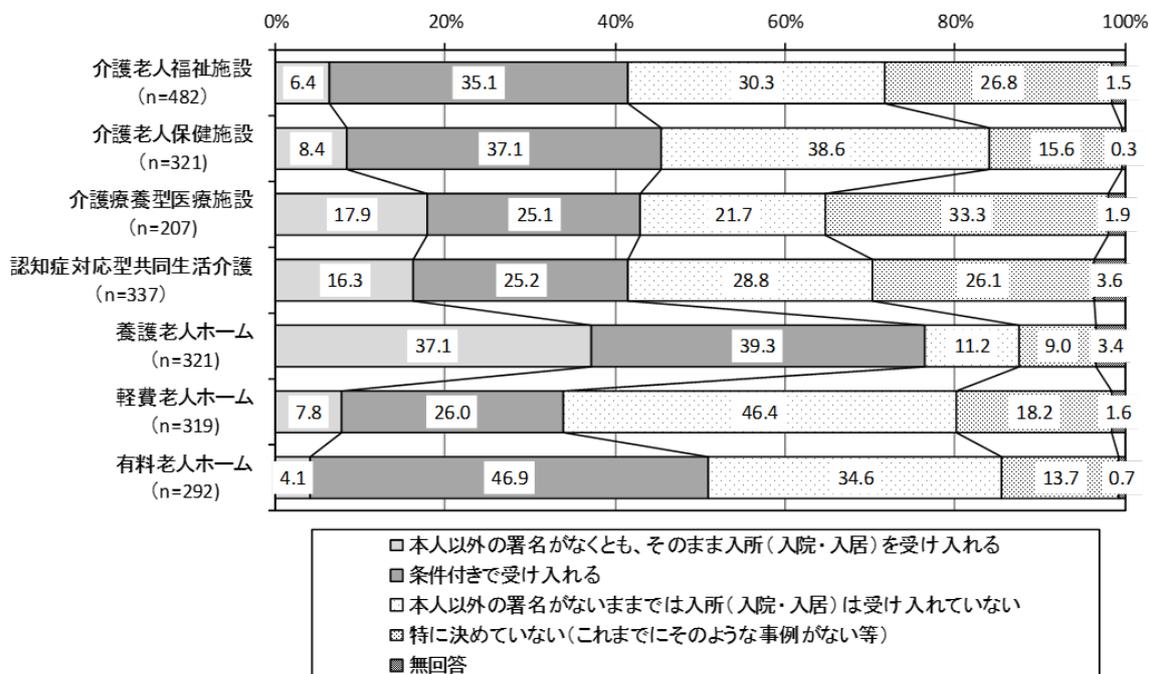
⑥ 「本人以外の署名欄」に記載ができない場合の入所（入院・入居）の取扱い

【問 3(6)】 契約書における「本人以外の署名欄」に記載ができない場合の入所（入院・入居）の取扱いはどのようになっていますか。

本人の署名欄とは別に本人以外の署名を「求める」と回答した方に関して、契約書における「本人以外の署名欄」に記載ができない場合の入所（入院・入居）の取扱いは、「条件付きで受け入れる」が33.7%で最も多く、「本人以外の署名がないままでは入所（入院・入居）は受け入れていない」が30.7%であった。



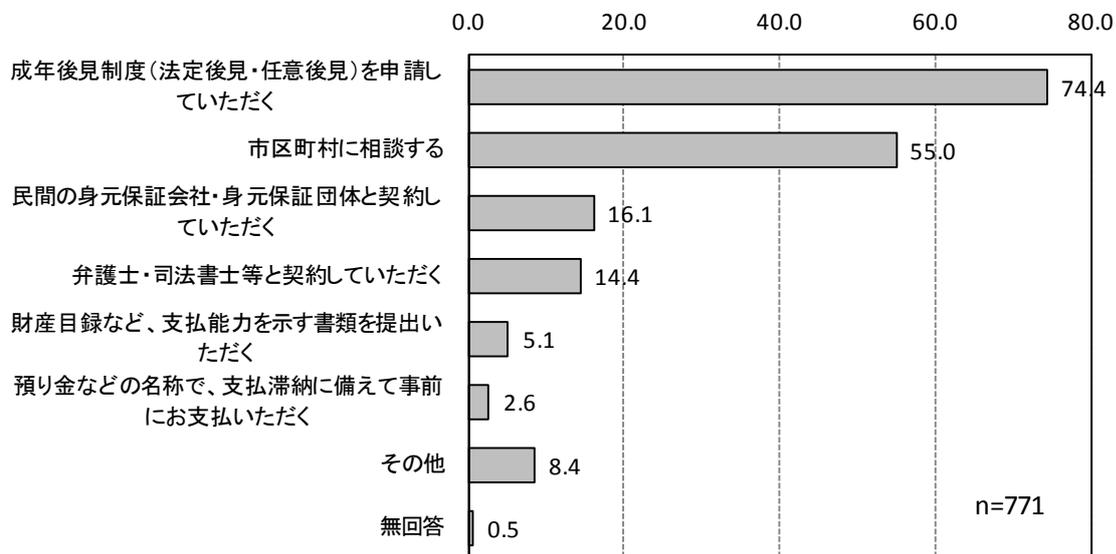
【施設種別ごとの割合】



⑦ 本人以外の署名欄に記載ができない場合の受け入れの条件

【問 3(7)】 本人以外の署名欄に記載ができない場合の受け入れの条件とはどのようなものですか。（複数回答）

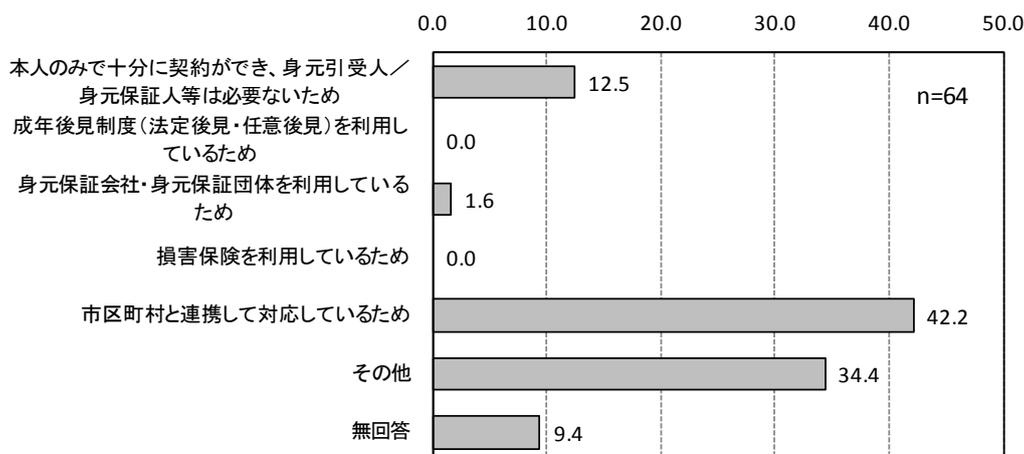
「条件付きで受け入れる」と回答した方に関して、本人以外の署名欄に記載ができない場合の受け入れの条件は、「成年後見制度（法定後見・任意後見）を申請していただく」が 74.4%と最も多く、「市区町村に相談する」が 55.0%であった。



⑧ 本人以外の署名を「求めていない」と回答した施設における、署名を求めない理由

【問 3(9)】 契約書において「本人以外の署名欄」を求めていない理由は何ですか。

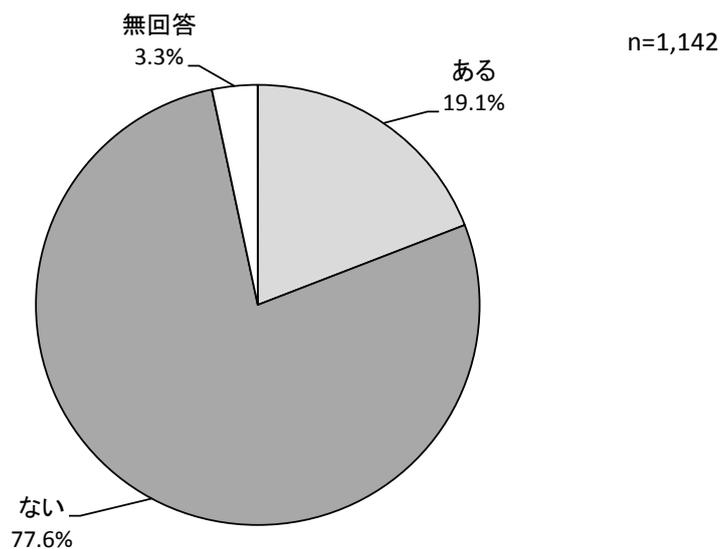
本人の署名欄とは別に本人以外の署名を「求めていない」と回答した方に関して、契約書において「本人以外の署名欄」を求めていない理由は、「市区町村と連携して対応しているため」が 42.2%と最も多く、「その他」が 34.4%であった。



⑨ 本人に意思決定能力があるか不安な場合であっても、ご本人単独と契約を結んだことがあるか

【問 3(8)(11)】 本人に意思決定能力があるか不安な場合であっても、ご本人単独と契約を結んだことがありますか。

【問 3 (6)】にて、「本人以外の署名がなくともそのまま入所を受け入れる」「条件付きで受け入れる」と回答した方、又は【問 3 (2)】にて、契約書に本人以外の署名を「求めている」と回答した方に関して、本人に意思決定能力があるか不安な場合であっても、ご本人単独と契約を結んだことがあるかについて、「ない」が 77.8%を占めており、「ある」が 19.1%であった。

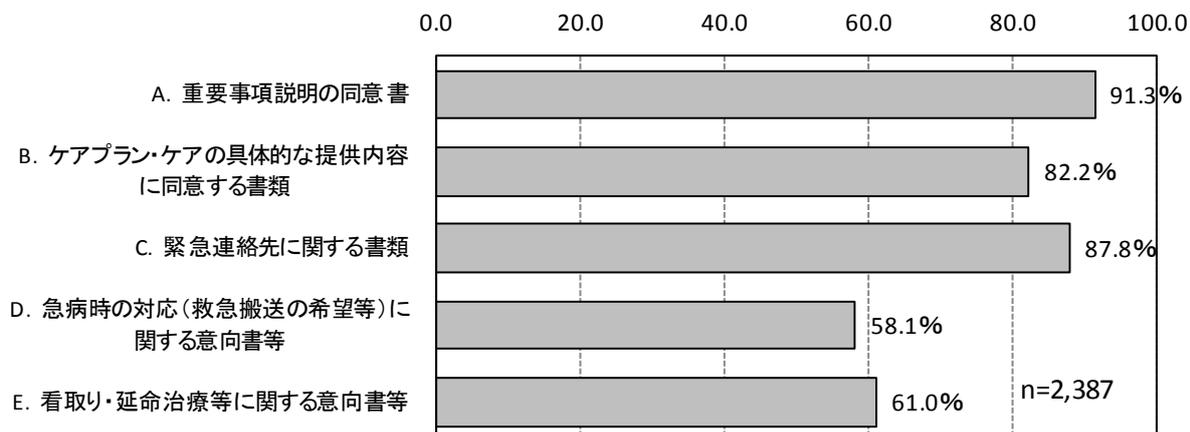


(3)ー2 入所時のその他の手続き書類について

① その他の手続き書類の有無（契約書以外）

【問 4①】 書類の有無（書類ありの割合）

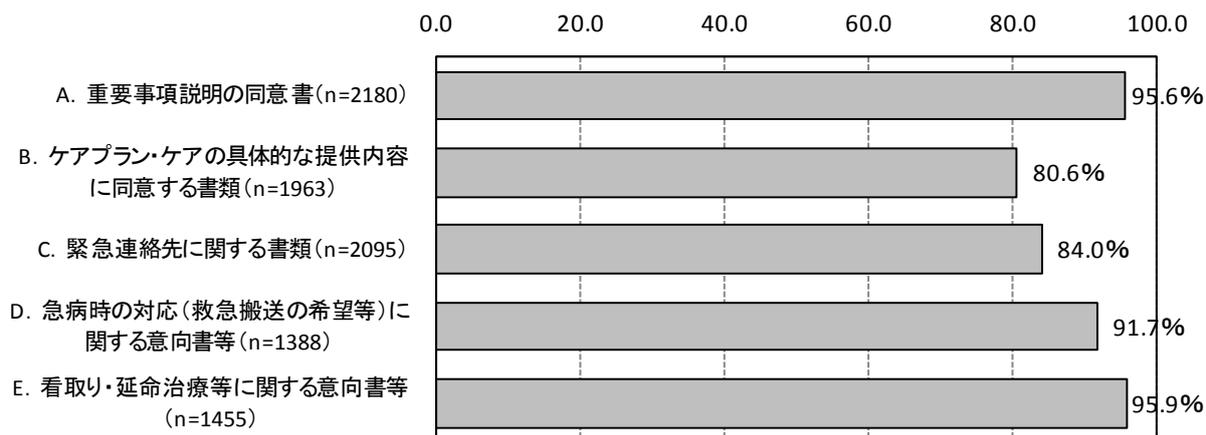
施設への入所（入院・入居）時のその他の手続き書類の有無（書類ありの割合）について、「重要事項説明の同意書」が91.3%で最も多く、「緊急連絡先に関する書類」が87.8%であった。



② 本人以外の署名欄の有無

【問 4②】 本人以外の署名欄の有無（署名欄ありの割合）

【問 4①】にて、施設への入所（入院・入居）時のその他の手続き書類が「あり」と回答した方に関して、本人以外の署名欄の有無（署名欄ありの割合）があるかの回答は、「看取り・延命治療等に関する意向書等」が95.9%、「重要事項説明の同意書」が95.6%であった。



③ 本人以外の署名欄の名称（用語）

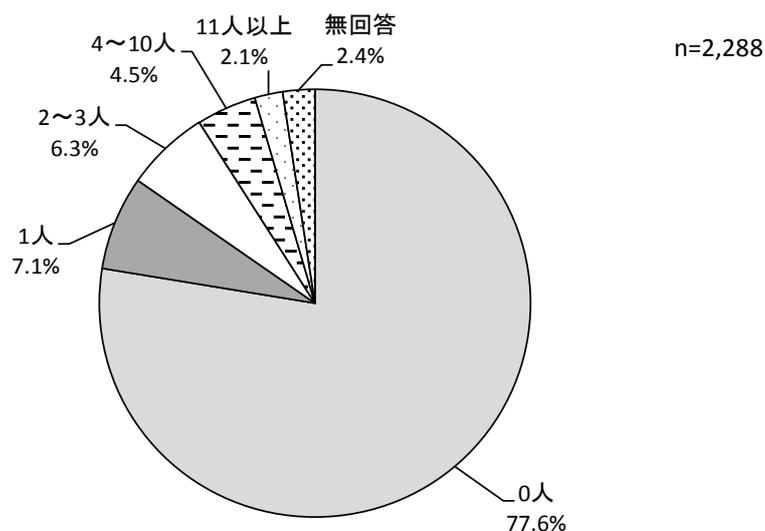
【問 4③】 本人以外の署名欄の名称											
	集計対象数	ア 身元 引受人	イ 身元 保証人	ウ 保証人	エ 連帯 保証人	オ 代理人 (者)	カ (署名) 代行者	キ 親族	ク 家族の 代表	ケ 成年 後見人 等	コ その他
A. 重要事項説明の同意書	2,083	49.1%	14.9%	9.4%	10.0%	25.6%	13.1%	7.5%	15.3%	13.2%	6.5%
B. ケアプラン・ケアの具体的な提供内容に同意する書類	1,583	35.8%	8.5%	5.4%	2.8%	20.0%	15.1%	10.8%	25.7%	13.6%	8.9%
C. 緊急連絡先に関する書類	1,760	49.7%	13.5%	8.1%	6.0%	12.4%	5.7%	19.7%	24.5%	14.4%	9.7%
D. 急病時の対応（救急搬送の希望等）に関する意向書等	1,273	50.2%	11.7%	7.7%	4.2%	15.0%	7.1%	14.1%	26.6%	11.6%	5.6%
E. 看取り・延命治療等に関する意向書等	1,395	53.0%	9.7%	6.8%	3.9%	13.8%	7.8%	14.8%	28.7%	11.0%	7.0%

(3)‑3 介護施設等における「身元引受人/身元保証人等」の状況

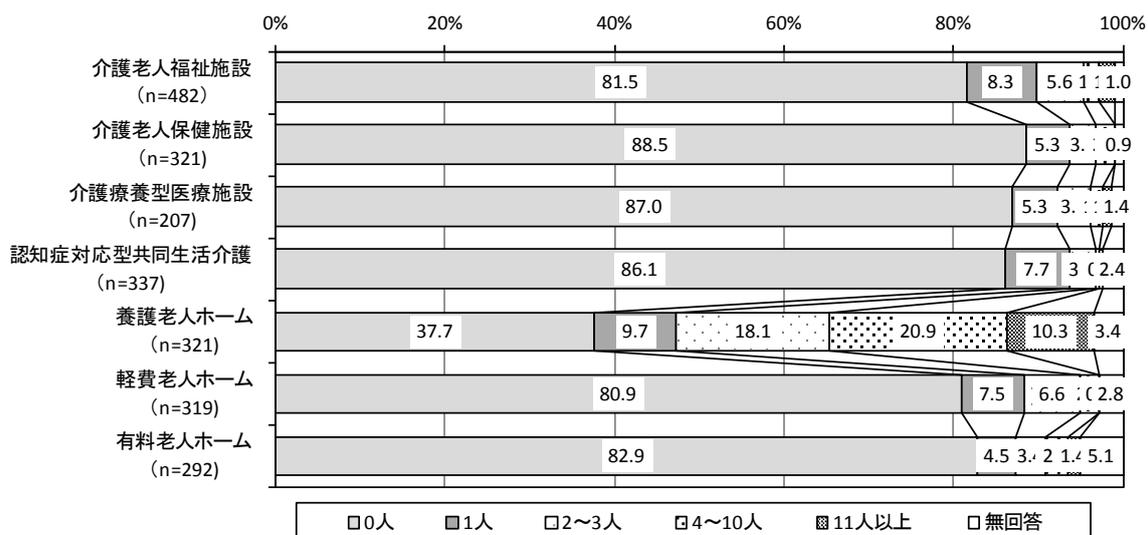
(2017年11月末時点)

【問 5(1)】 「身元引受人/身元保証人等」がいない方は何名いらっしゃいますか。

① 施設において身元保証人等がいない方が施設の中に何名か



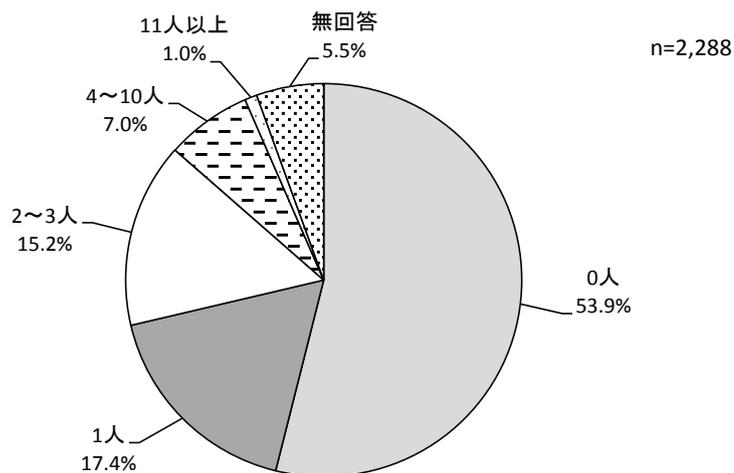
【施設種別ごとの割合】



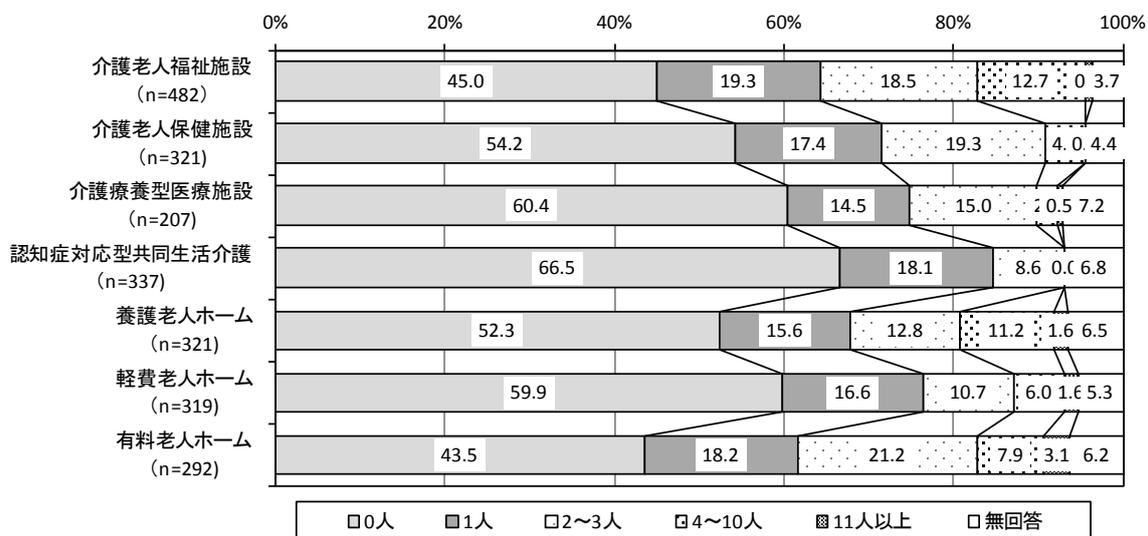
② 法人（身元保証会社・身元保証団体等）または専門職（弁護士・司法書士等）となっている方は何名か

【問 5(2)】 「身元引受人／身元保証人等」が法人（身元保証会社・身元保証団体等）または専門職（弁護士・司法書士等）となっている方は何名いらっしゃいますか。

「身元引受人／身元保証人等」が法人（身元保証会社・身元保証団体等）または専門職（弁護士・司法書士等）となっている方は何名かについて、「0人」が53.9%と最も多く、「1人」が17.4%であった。



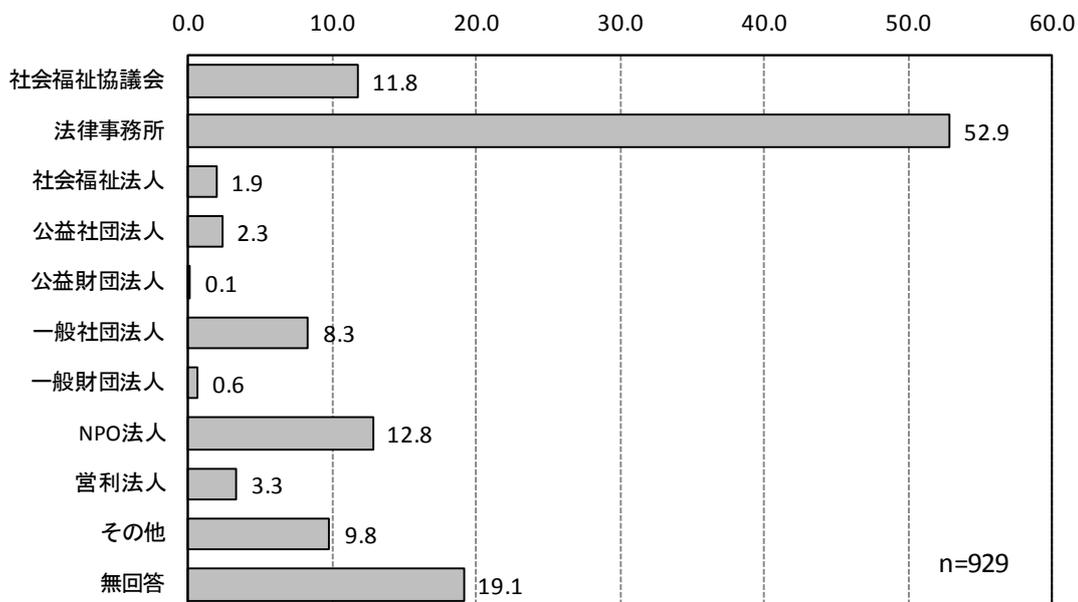
【施設種別ごとの割合】



③ 法人（身元保証会社・身元保証団体等）の具体的な組織名

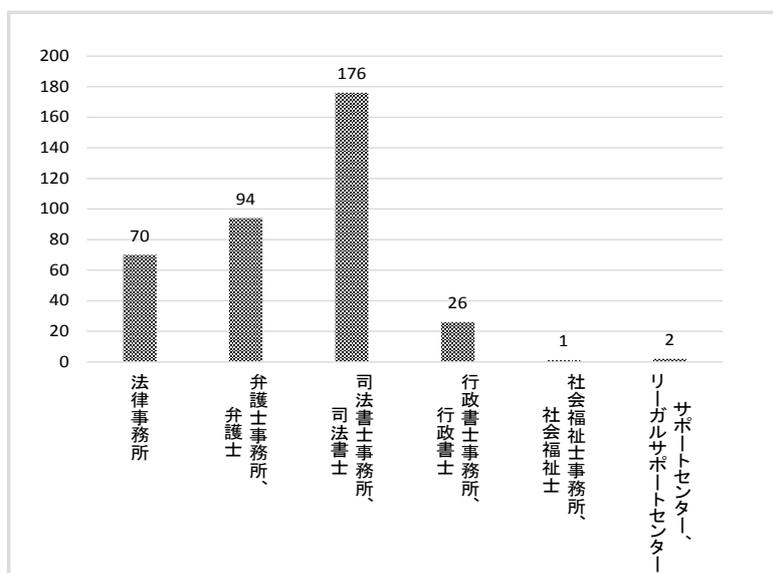
【問 5(3)】 法人（身元保証会社・身元保証団体等）の「身元引受人／身元保証人等」は、具体的にはどのような組織ですか。（複数回答）

法人（身元保証会社・身元保証団体等）の「身元引受人／身元保証人等」は、具体的にはどのような組織かについて、「法律事務所」が 52.9%を占めており、「無回答」が 19.1%であった。



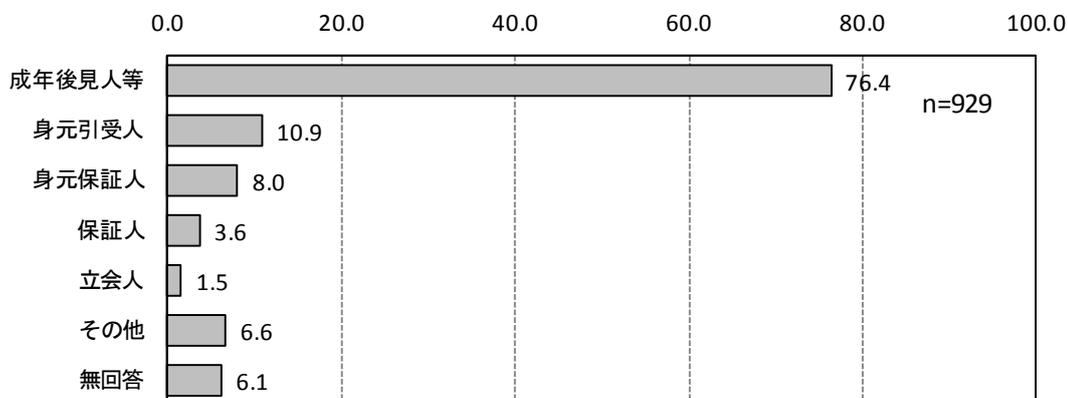
「法律事務所」と回答した場合の具体的な名称（自由回答）

	法律事務所	弁護士事務所、 弁護士	司法書士事務所、 司法書士	行政書士事務所、 行政書士	社会福祉士事務所、 社会福祉士	サポートセンター、 リーガルサポートセンター
回答数	70	94	176	26	1	2



④ 専門職（弁護士・司法書士等）が「身元引受人／身元保証人等」となる場合の名称

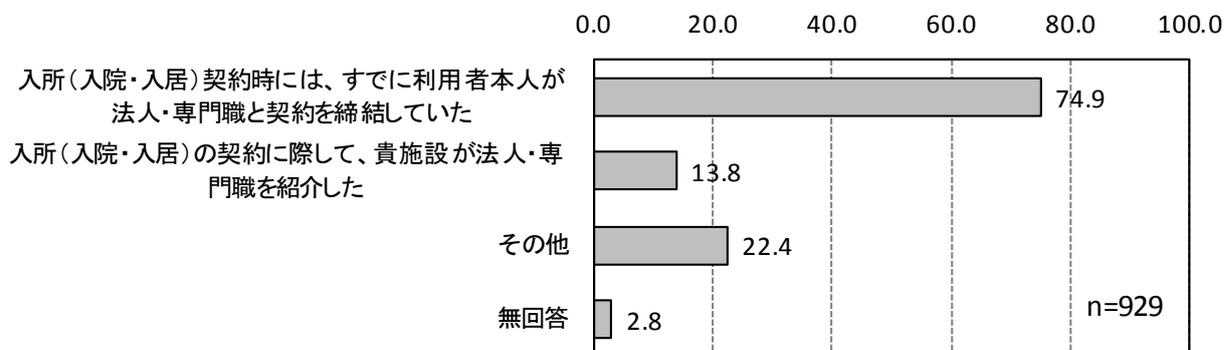
専門職（弁護士・司法書士等）が「身元引受人／身元保証人等」となる場合、どのような名称で契約書に署名されるかについて、「成年後見人等」が76.4%を占めており、「身元引受人」が10.9%であった。



⑤ 契約に至った経緯

【問 5(5)】 法人（身元保証会社・身元保証団体等）または専門職（弁護士・司法書士等）とその利用者は、どのような経緯で契約を結ばれましたか。（複数回答）

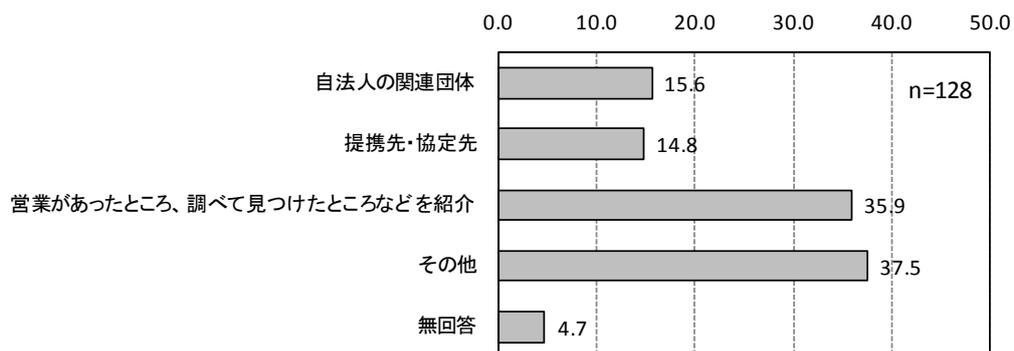
法人（身元保証会社・身元保証団体等）または専門職（弁護士・司法書士等）とその利用者は、どのような経緯で契約を結ばれたかについて、「入所（入院・入居）契約時には、すでに利用者本人が法人・専門職と契約を締結していた」が74.9%を占めており、「その他」が22.4%であった。



【問 5 (5) で「施設が法人・専門職を紹介した」と回答した場合】

【問 5(6)】 紹介した法人（身元保証会社・身元保証団体等）・専門職（弁護士・司法書士等）をどのように知りましたか。（複数回答）

【問 5(5)】にて、「施設が法人・専門職を紹介した」と回答した方に関して、紹介した法人（身元保証会社・身元保証団体等）・専門職（弁護士・司法書士等）をどのように知ったかについての回答として、「その他」が 37.5%を占めており、「営業があったところ、調べて見つけたところなどを紹介」が 35.9%であった。

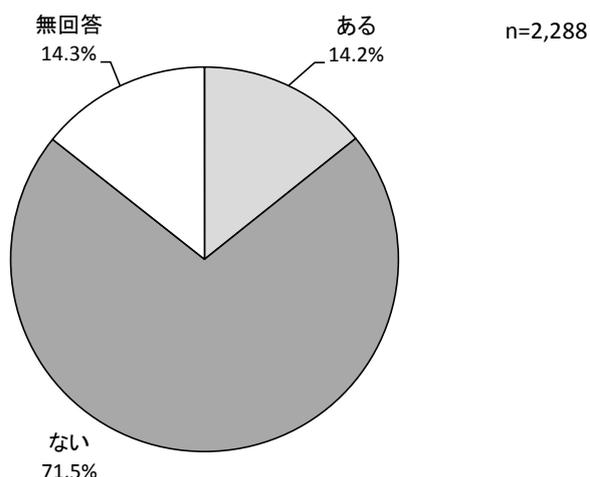


(3)‑4 法人または専門職の利用実績

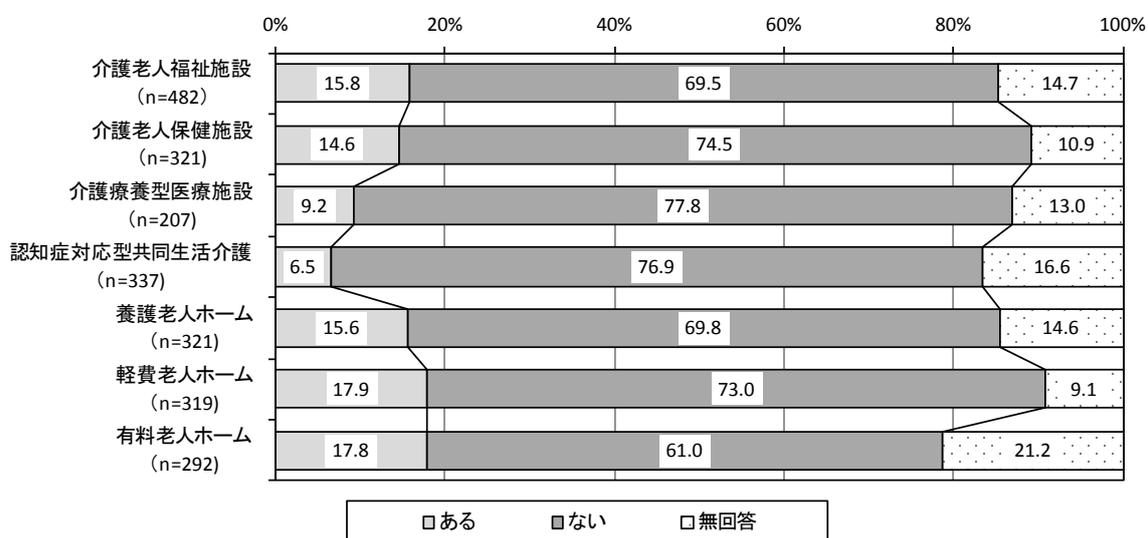
① 法人利用実績

【問 6-①】 法人が、身元引受人／身元保証人等となっている事例

法人が、身元引受人／身元保証人等となっている事例について、「ない」との回答が 71.5%を占めており、「ある」が 14.2%であった。



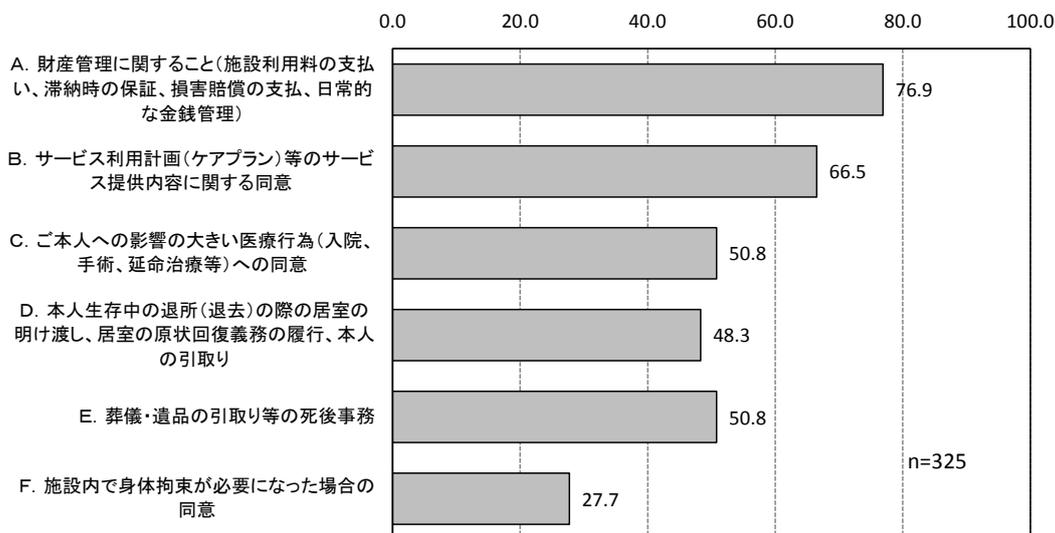
【施設種別ごとの割合】



② 法人への依頼内容

【問 6-①】 法人（身元保証会社・身元保証団体等）への依頼実績（有の割合）

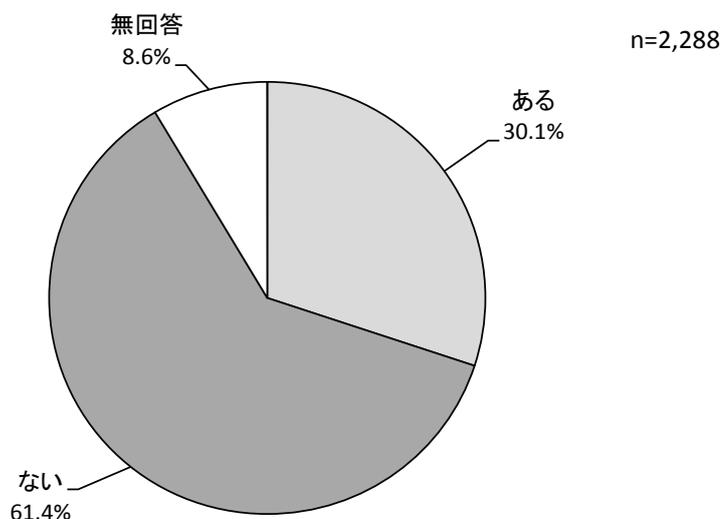
実績は、「A. 財産管理に関すること（施設利用料の支払い、滞納時の保証、損害賠償の支払、日常的な金銭管理）」76.9%と最も多く、「B. サービス利用計画（ケアプラン）等のサービス提供内容に関する同意」が66.5%であった。



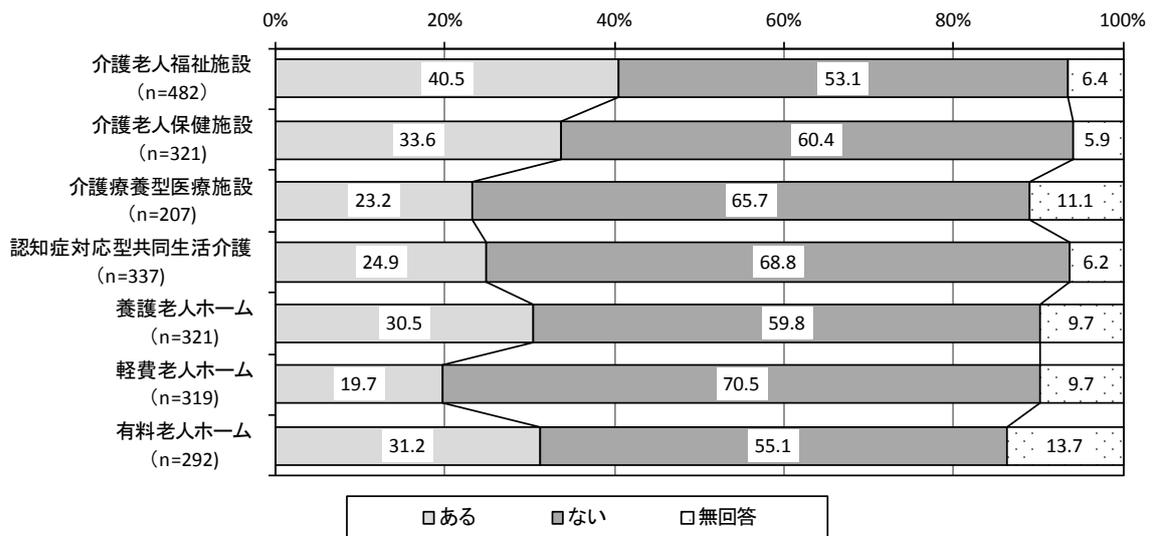
③ 専門職利用実績

【問 6-②】 専門職が、身元引受人／身元保証人等となっている事例

専門職が、身元引受人／身元保証人等となっている事例について、「ない」との回答が61.4%を占めており、「ある」が30.1%であった。



【施設種別ごとの割合】

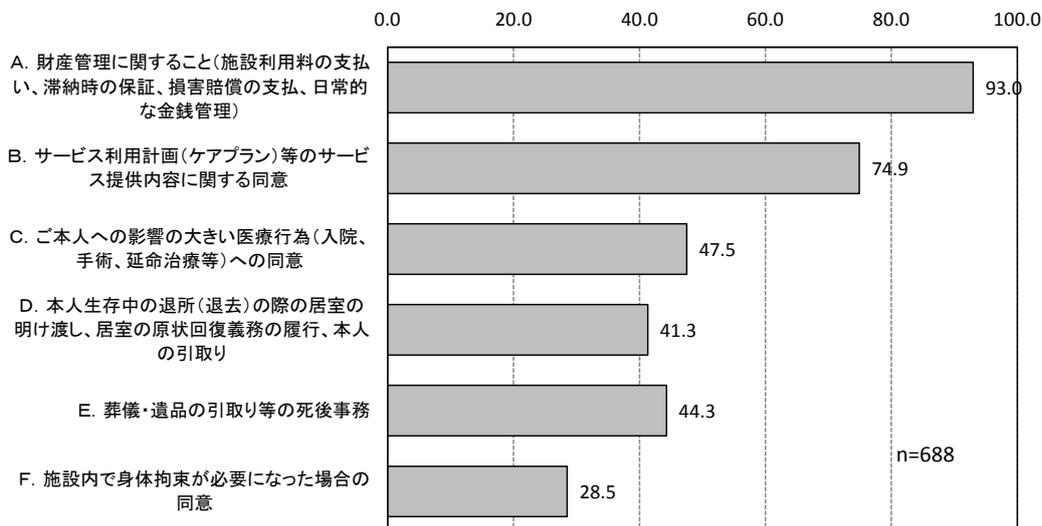


④ 専門職への依頼内容

【問 6-② 専門職が、身元引受人／身元保証人等となっている事例がある場合】

【問 6-②】 専門職（弁護士・司法書士等）への依頼実績（有の割合）

実績は、「A. 財産管理に関すること（施設利用料の支払い、滞納時の保証、損害賠償の支払、日常的な金銭管理）」93.0%と最も多く、「B. サービス利用計画（ケアプラン）等のサービス提供内容に関する同意」が74.9%であった。



(3)–5 法人または専門職の「身元引受人/身元保証人等」に関する事例

① 有効に活用できた事例

問 7 (1)

法人（身元保証会社・身元保証団体）または専門職（弁護士・司法書士等）の「身元引受人/身元保証人等」を特に有効に活用できた事例があれば、具体的な内容をお聞かせください。

(事例概要)

- 成年後見人制度を活用した事例が多く挙げられた
- 財産等の処分が絡むと弁護士などの専門職が重要となる
- 成年後見人の役割は、金銭管理、相談、身の回りの必要な支援が主な役割となっている。中

(主な事例 (抜粋))

- 身寄りがない方の入居であったが、後見人がいたので、いろいろなことが相談でき、看取りも行えた。現在も一人いるが、安心できる。(介護老人福祉施設)
- 身元引受人が利用者本人の年金を使いこみ、利用料の支払いがないため、弁護士に相談し、手続きを経て、後見人となっていた。 (軽費老人ホーム)
- 入所者のADLの低下により、施設を退所することになった際、次の施設で保証人を求められた。市長申し立てで、成年後見人が決定後に施設入所ができた。(介護老人保健施設)
- 利用者さんがご家族に虐待を受けているケースでは、後見人制度を活用することで、利用料の支払い、ケアプランの同意がスムーズに行えて、ご本人の生活が守られていると思います。(介護老人福祉施設)
- 任意後見人制度を勧める場合がある(社会福祉協議会)。認知症と診断され、財産管理が困難であり、家族管理ができない場合、NPO法人 リーガルサポート支部に相談することがある。(養護老人ホーム)
- 親族がない場合や協力が得られない場合については、入所申請の段階で成年後見制度の紹介を行い、事前にケアマネジャー等と相談し、進めている。(介護療養型医療施設)
- 弁護士と社会福祉士からなる成年後見センターのような法人をつくり、身上管理と財産管理を分担で受諾されていた方がおられる。各々の分野における専門家であったため、支援相談員として、非常に心強かった。(養護老人ホーム)
- 老健のため、医療行為も含め、家族の代理として専門職の後見人がついているケースがある。本来、成年後見人に同意権はないが、利用者が必要(有益であるか)なことかを判断して動いてくれるので助かっている。(介護老人保健施設)
- 後見人から親族確認が行えた。後見人がついたことで、支払いができない状態から、金銭管理、生活保護の手続きが行え、生活が安定した。(養護老人ホーム)

② 困ってしまった（後に困りそうな）事例

問 7 (2)

法人（身元保証会社・身元保証団体）または専門職（弁護士・司法書士等）の「身元引受人／身元保証人等」について困ってしまった（後に困りそうな）事例があれば、課題や解決方法（こうすればもっと良かった等）を含めて具体的な内容をお聞かせください。

（事例概要）

- 困ってしまった事例においては、医療同意の部分が多く挙げられた
- 専門職に依頼した場合に取り扱いができる範囲が異なることも挙げられた
- 成年後見人の責任範囲は、生前までなので、死後の取扱いは責任外になるなども指摘された
- 入居高齢者が独り身だと思っても、後から遺族が出てきてトラブルとなることも指摘された

（主な事例（抜粋））

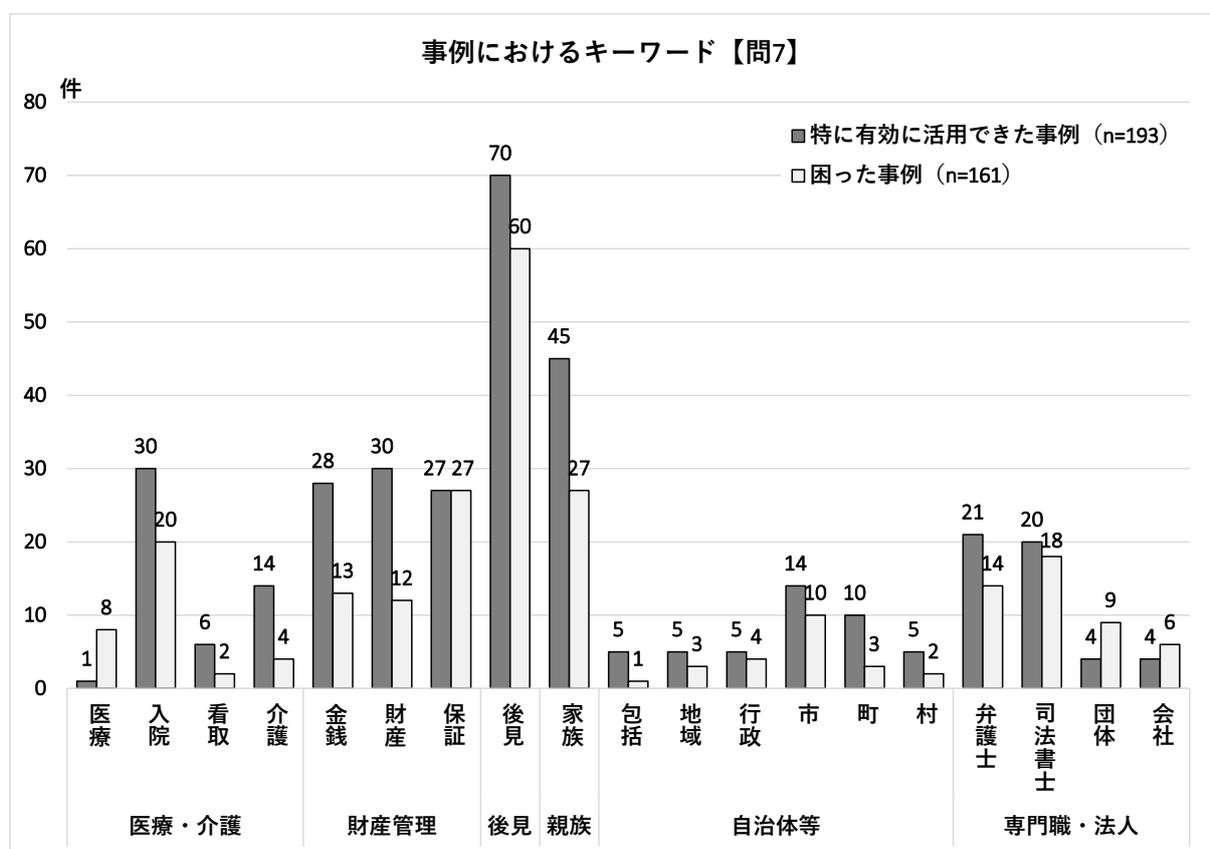
- 医療同意の選択を求めた際、医療同意権がないので判断できない。（介護老人福祉施設）
- ご本人への影響の大きい医療行為（入院、手術、延命治療等）への同意が得られないケースが多い。（有料老人ホーム）
- 医療行為が必要になった際の夜間での緊急対応ができないため、家族が亡くなった際の命にかかわる救急対応は事前に対応を決めておかないと難しい。（介護老人福祉施設）
- 成年後見等の手続きが2か月くらいかかり、入居に時間がかかった。（介護老人福祉施設）
- 弁護士の方などは、忙しいこともあり、なかなか面会などができない。（有料老人ホーム）
- 家庭裁判所で指名された方が、本人の意向にそわない場合、本人からのクレームがある。（養護老人ホーム）
- 重度の認知症がある人に対して、延命、看取り等の意見決定が後見人には決めれない（介護老人福祉施設）
- 死後の事務手続きや葬儀関係について、本人死亡後は後見人解除になるため、誰がやるのか不安。（介護老人福祉施設）
- 仕方がないとは思いますが、個人差が大きい。毎月面会に来られる方もいれば、連絡しても事務職の方の対応のみという方がある。（介護老人福祉施設）
- 費用が高いため勧めにくい。法人、専門職によっては動きが遅い。もっと早い時期にこういった制度を知っていれば活用できたと思う。（有料老人ホーム）
- 弁護士・司法書士の担当は、財産管理という側面が強く、どうしても本人のサービス利用にあたっての相談がしづらいという面がある。（介護老人保健施設）
- 利用者の生存までの関わりだからと言われ、死去された後の葬儀等に関することをできないと言われる司法書士の方もおられ、不安である。（介護老人福祉施設）

キーワード分析

「有効に活用できた事例」及び「困ってしまった事例」の2つの設問についてキーワード検索を行った。キーワード分析は、調査精度は高くない方法であるが、各事例における傾向を、全体的に推測するために実施した。

- 後見人制度を取り扱った事例が多く、うまく活用できた、困ってしまったの両方が挙げられている。今後とも、制度の活用は期待されるものの、課題もあることが推測される。
- また、金銭管理や財産管理については、うまく活用できたとする事例が多く、このような分野での専門職等の活用は進んでいるものと考えられる
- 医療については、困ってしまった事例が多いが、一方で入院についてうまく活用できた事例も、多く挙げられている。

図表 16 事例（自由記述）におけるキーワード検索結果

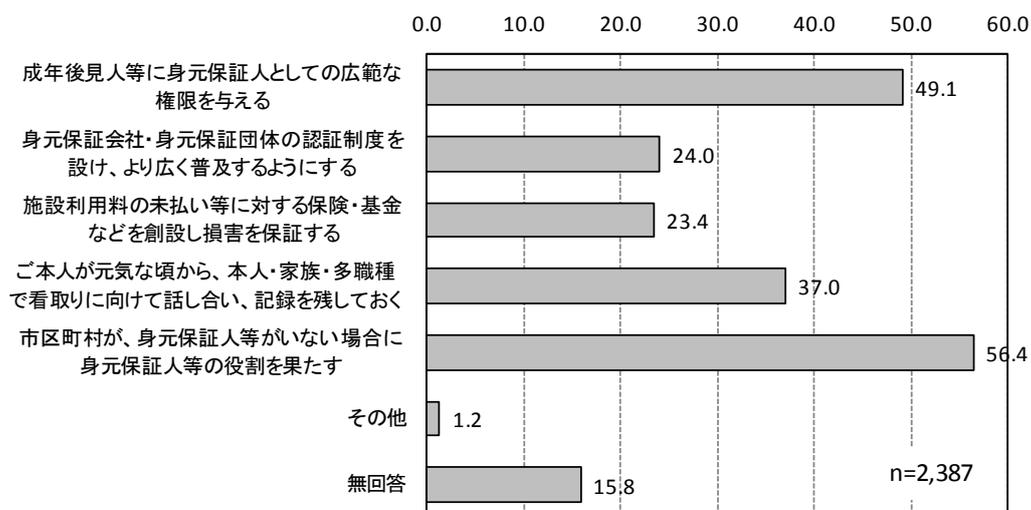


(3)－6 「身元引受人／身元保証人等」の課題や今後のあり方について

① 今後どのような制度や仕組み等が求められるか

【問 8(1)】 保証制度に代わるものとして、どのような制度やしくみ等が求められると思われるか。（複数回答）

保証制度に代わるものとして、どのような制度やしくみ等が求められるかについて、回答として「市区町村が、身元保証人等がない場合に身元保証人等の役割を果たす」との回答が最多で56.4%を占め、「成年後見人等に身元保証人としての広範な権限を与える」が49.1%であった。



② 国や事業者団体へ求めたいこと（自由回答）

身寄りのない高齢者に対する身元引受人／身元保証人等に関して、国や事業所団体へ求めたいことはありますか。ご意見等がございましたら、ご自由にご記入ください。

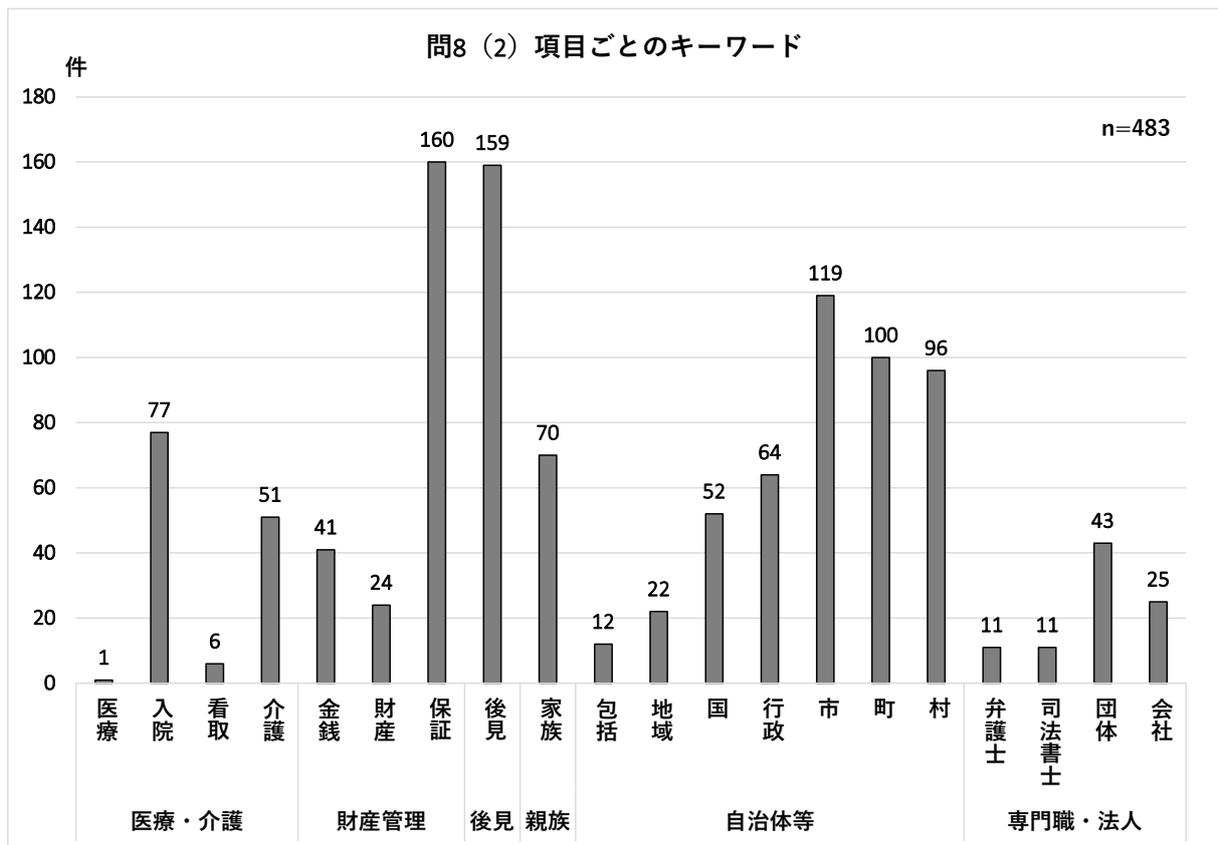
キーワード分析

身寄りのない高齢者に対する身元引受人／身元保証人等に関して、国や事業所団体へ求めたいことについてキーワード検索を行った。

（ご意見概要）

- 問題が発生し易いケースとしては、生活保護ではない低所得者、無年金の方が多く挙げられた
- 成年後見を含む、後見制度の実施が望まれる一方で、費用面の課題が指摘された
- アドバイザーや行政のバックアップ（トラブル時での協力など）を望む意見も多く見られた

図表 17 キーワード検索結果



第6章 本調査のまとめ

本調査におけるヒアリング調査、アンケート調査及び委員会における検討を経て、「(1)介護施設等における身元引受人/身元保証人等の実態」、「(2)身元引受人/身元保証人等に求める機能・役割」、及び「(3)地域における身元保証等に関する制度の活用のあり方」の3点について現状の整理及び今後の課題をとりまとめた。

(1) 介護施設等における身元引受人/身元保証人等の実態

<用語について>

- 介護施設等では「身元引受人」という用語が最も多く使われている。しかしながら、各施設において共通化はされていない状況であり、定義が曖昧で、混乱を招く原因にもなっている。このような用語は今後に向け、適切な用語と法的な裏づけを持って、業界内で統一化されていくべきものと考えられる。

<身元引受人/身元保証人等の状況>

- ほとんどの施設において、身元引受人/身元保証人等を契約時に求めている。身元引受人/身元保証人等を求めている例としては、養護老人ホームの措置入所によるものが多かった。
- 身元引受人/身元保証人等の不在によって、入所を断る方針の施設は存在している一方で、多くの施設において条件付きで入所を受け入れている実態がある。
- 身元引受人/身元保証人等が不在の場合、施設入所の条件として、多く挙げられているのは成年後見人制度の利用である。

<法人または専門職の利用実績>

- 現状では、介護施設単位で見ると、企業・団体を利用した身元引受人/身元保証人等の数は、1施設に1人いるか、いないかであり、それほど多い状況ではないといえる。
- 利用実態としては、専門職による成年後見人が多い結果となった。
- 専門職による成年後見人の内訳としては、法律事務所・法務事務所等が多く挙げられた。また、法律事務所（弁護士）と社会福祉士とが連携しながら実務を行っているケースも存在している。

(2) 身元引受人/身元保証人等に求める機能・役割についての整理

<求める機能・役割の分類> ※ 次頁（図表 18・図表 19）を参照

- 身元引受人/身元保証人等に求める機能・役割については入居者の生前と死後に大別される。
- 死後に、介護施設側で実施することは概ねパターン化されており、身元保証人/身元引受人等に期待する役割の中で、整理が難しくトラブルの原因となり易いのは、生前中の対応に関係するものと考えられる。
- さらに、生前中における身元引受人/身元保証人等に求める機能・役割は、本人の能力範囲（責任範囲）によって大きく2軸に分けられるものと考えられる。
- このなかで、介護施設側が身元引受人/身元保証人等に求める機能・役割は、本人の能力範囲（責任範囲）を超えた場合における滞納リスクの回避（連帯保証）と、本人の能力が衰えた場合における、身上保護と財産管理（成年後見制度の活用によってカバーできる範囲）に分けられる。

<機能別にみたリスクや課題>

（滞納リスク）

- 滞納リスクの回避は施設側にとっては重要な問題であるが、一方で、扶養義務者以外に連帯保証を求めることが果たして適切であるのかという意見もあった。
- 身寄りのない入居者の場合、身元引受人、身元保証人に連帯保証を求めても、誰も引受けてもらえないのではないか。また、扶養義務者がいる場合は、身元引受人の責任と扶養義務者の責任が交錯するため、配慮が必要との指摘があった。
- 一部の施設においては、民間事業者の賃料保証・介護費用保証商品を利用することによって、身元引受人/身元保証人等がない方の入居に対応している事例があった。
- 身元引受人となった方に、十分な説明もなく、制限なく連帯保証を求めることは、問題であると考えられ、注記または連帯保証人を別立てて署名する方が適切ではないかという指摘があった。

（医療同意）

- アンケートでは、介護施設の多くが身元引受人/身元保証人等に対して、医療に関する同意を求めている結果となった。また、同意を求めている医療行為は、予防接種等の軽微（侵襲性が低い）ものから、手術・延命治療等の重大（侵襲性が高い）ものまで多岐にわたっている。
- 医療同意については、本人の判断能力が衰えた場合に誰が同意を行うのか、様々な議論がなされている。本人の意思を最大限尊重するためには、主治医など地域の医療機関と親族、

成年後見人の連携・話し合いや、アドバンス・ケア・プランニング³の活用が重要であるという指摘があった。

- 看取りに関しては、成年後見人が加わって、十分な配慮をもって本人の意思を推定しながら進めることが重要であるとの指摘があった。

(身上保護)

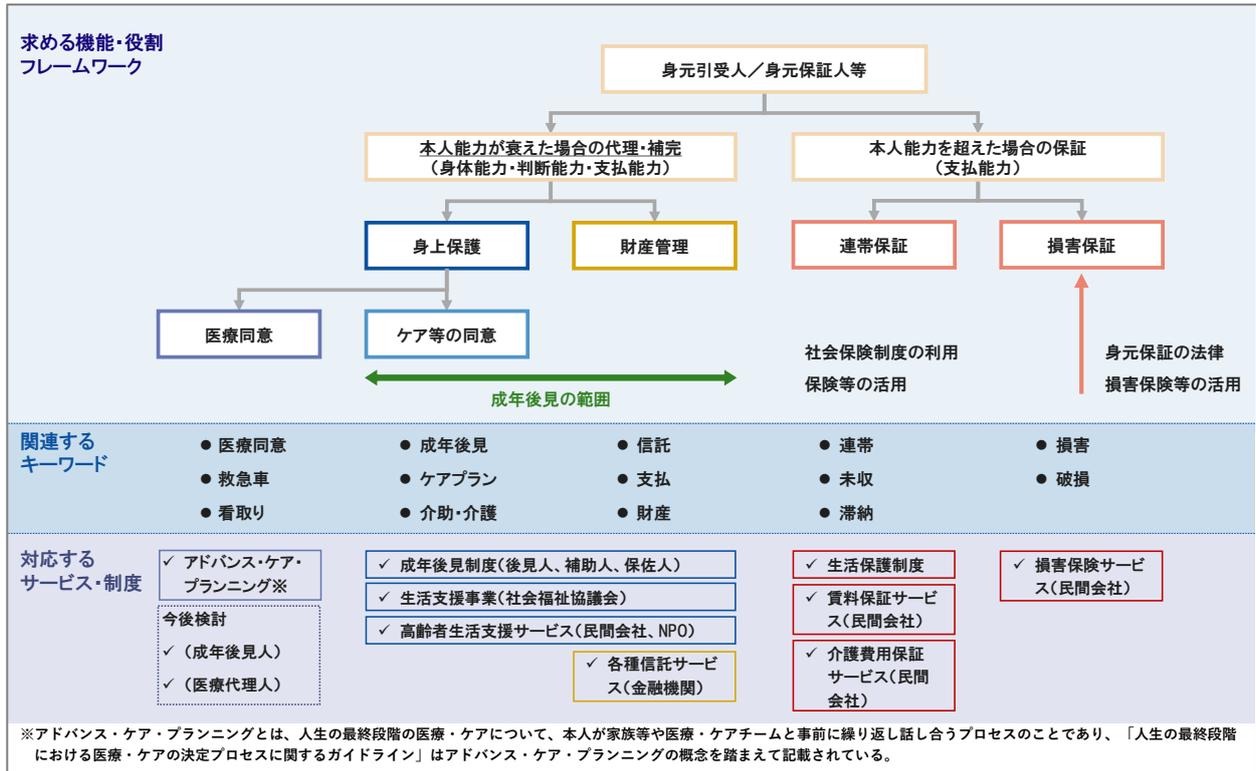
- 成年後見の利用促進法においても、“身上保護の重視”がうたわれている。今度、更なる成年後見の普及啓発と、成年後見の質の向上が期待される。
- 専門職によって得意としている分野が異なる場合があるため、本人に合わせた活用方法や連携体制等についても配慮していくことの必要性が指摘された。

<今後の整理の活用に向けて>

- 法律用語を主として使用した整理は、整理方法としては適切かもしれないが、今後の活用を見据えた際には、施設職員や利用者及びそのご家族等が理解しやすいように、分かりやすく・共有化しやすいものになるよう工夫していくことが重要であるとの指摘があった。

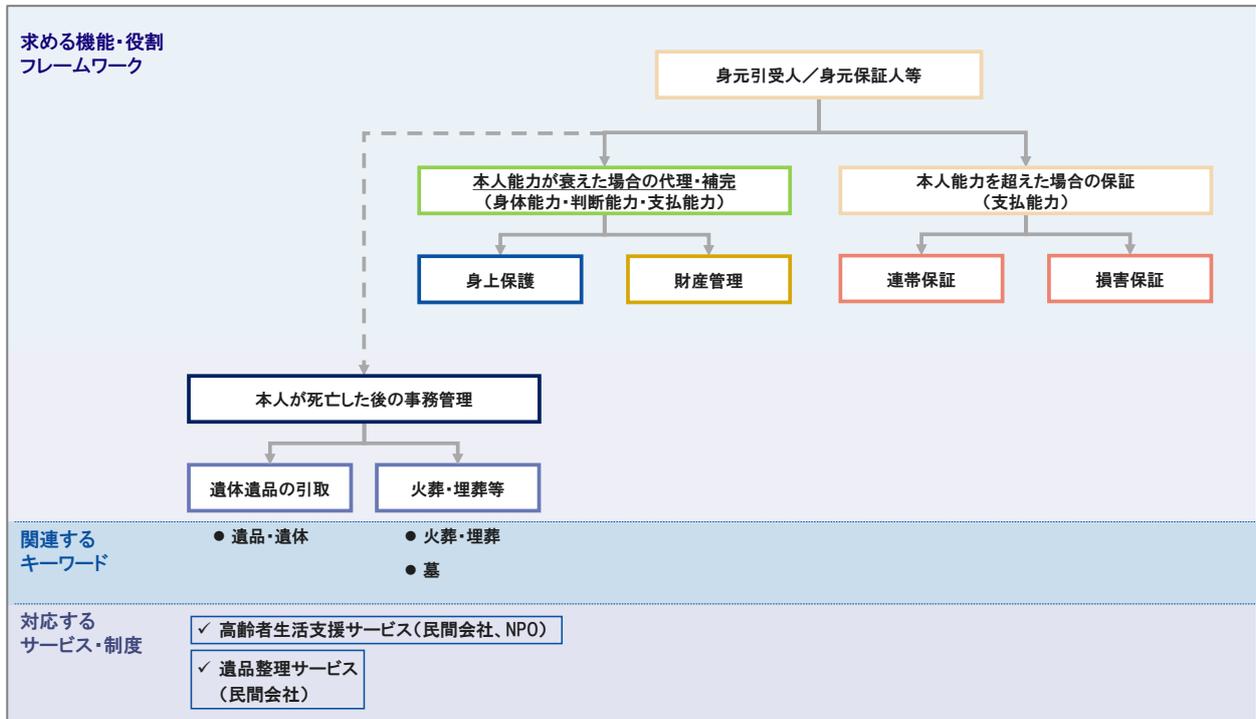
³ アドバンス・ケア・プランニングとは、人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのことであり、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」はアドバンス・ケア・プランニングの概念を踏まえて記載されている。

図表 18 身元引受人／身元保証人等に求める機能・役割<生前>



出典：みずほ情報総研株式会社作成

図表 19 身元引受人／身元保証人等に求める機能・役割<死後>



出典：みずほ情報総研株式会社作成

(3) 地域における身元保証等に関する制度の活用のあり方についての整理

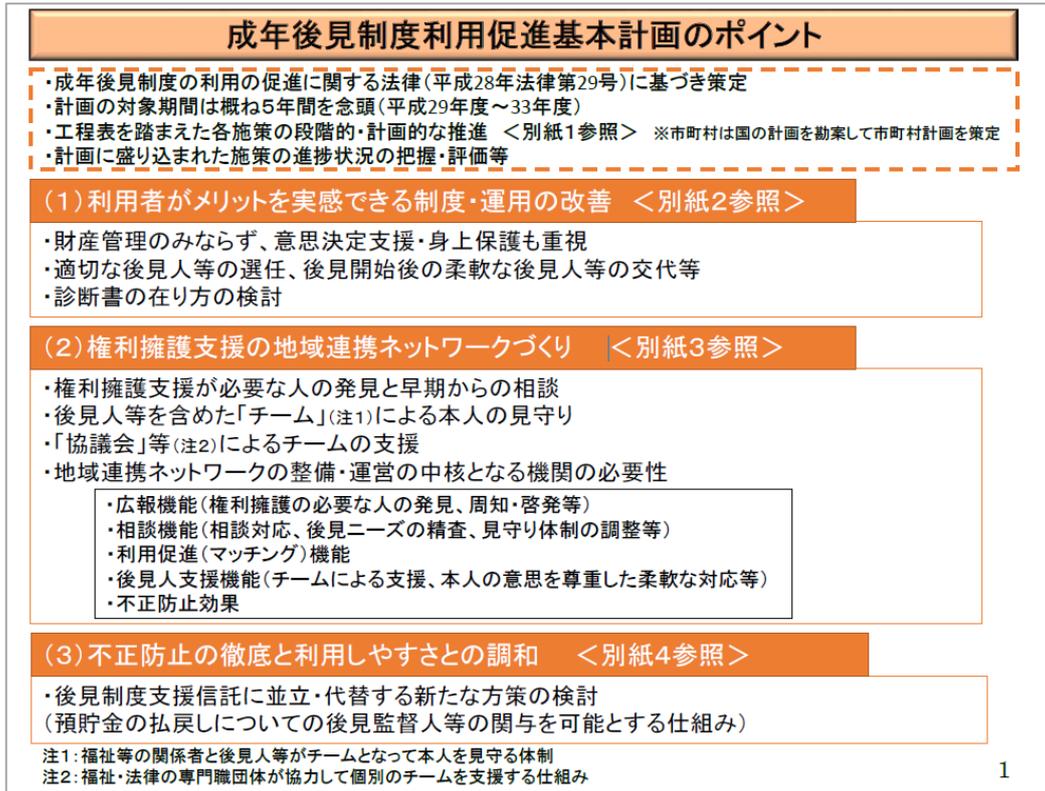
(支援体制・成年後見制度)

- 本人の判断能力が衰えた場合の身上保護・財産管理を行う成年後見人が明確になることは、介護施設が身元引受人／身元保証人等に求めている機能・役割および、施設における成年後見制度の利用実態（条件付受入状況）から見ても、介護施設側からのニーズに対して、すべてではないものの、大きな役割を果たしていると考えられる。一方で、滞納リスク、医療同意においては、成年後見制度の利用だけでは課題があり、適切なサービスとの組合せや連携等が重要となってくるものと考えられる。
- 成年後見制度については、より広く世間に周知することが求められるものと考えられる。特に今後は、内閣府「成年後見人制度利用促進基本計画（平成29年3月）」（以下、「基本計画」）に記載があるように、判断能力がある時点で成年後見人を予め指定することのできる任意後見制度の利用促進や、制度利用者の能力に応じてきめ細かな対応を可能とする観点から保佐・補助の利用促進が重要となってくるものと考えられる。
- さらに、今後の成年後見制度の利用促進の取組みを踏まえた需要に対応していくため、市民後見人や法人後見の担い手を育成すること重要である。
- 基本計画においては、成年後見制度利用促進、権利擁護支援における中核機関は、市町村が直営又は委託等によって設置することが定められており、このような制度面の支援体制の構築は重要な課題と考えられる。

(地域におけるシステム・環境整備)

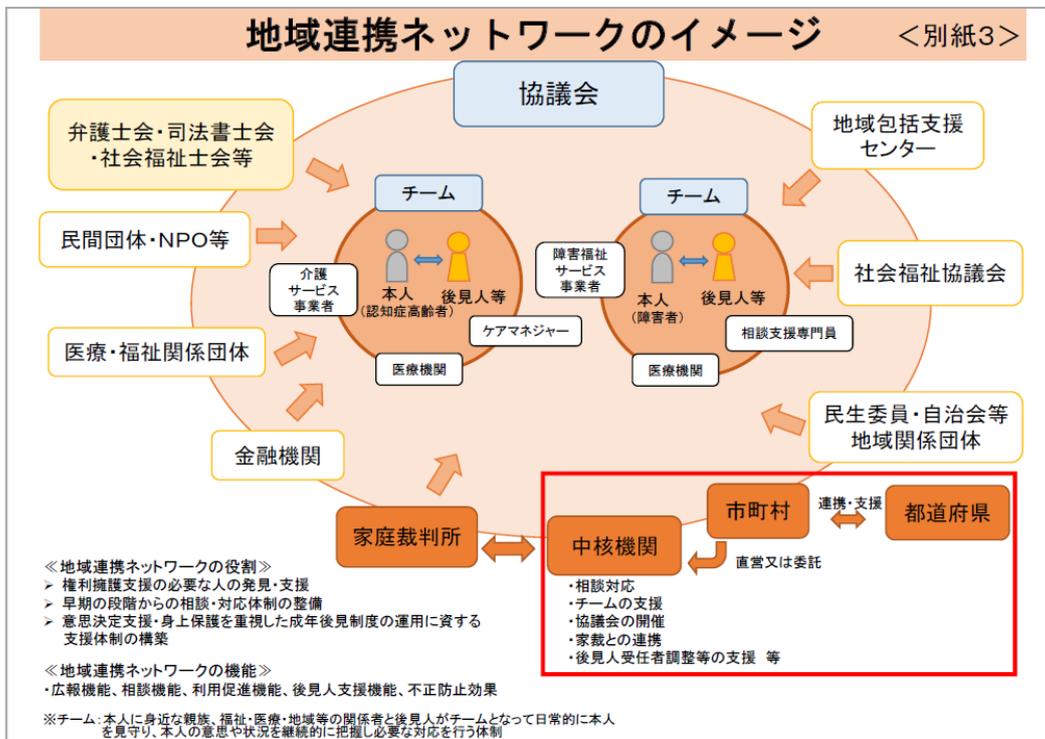
- 医療介護を中心に地域包括ケアのシステム整備が進行していく中で、本調査における身元保証人／身元引受人等においても、相談でき、解決に向けた取組が地域において実施できるような環境整備が、今後さらに重要となってくると考えられる。
- 高齢者には、低所得者、生活保護受給者をはじめとして、様々な課題を抱えた方も存在する。このような中で、これらの課題解決も含め、高齢者の生活を支援をしていけるような地域づくりが必要と考えられる。
- 上記を推進していくためにも、成年後見制度利用促進、権利擁護支援における中核機関となる市町村、その他機関及び、地域の社会福祉協議会、社会福祉法人等の支援体制・地域連携ネットワークの構築は重要であると考えられる。

図表 20 成年後見制度利用促進基本計画のポイント



出典：内閣府「成年後見制度利用促進基本計画について」（2017年3月）

図表 21 地域連携ネットワークのイメージ



出典：内閣府「成年後見制度利用促進基本計画について」（2017年3月）

添付資料

- アンケート調査票

平成 29 年度老人保健健康増進等事業 「介護施設等における身元保証人等に関する調査」

謹啓

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

弊社では、厚生労働省平成 29 年度老人保健健康増進等事業として、「介護施設等における身元保証人等に関する調査」を実施しております。

2017 年 1 月、内閣府に設置された消費者委員会により「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」が報告され、高齢者が介護施設等の利用を希望した際に身元保証人等の不在によりサービスを利用できない事例があることが指摘されています。

そこで本調査では、高齢者の方が安心して介護施設等を利用できる制度や対応策を検討するために、介護施設等が「身元保証人等」を求めている実態を把握し、「身元保証人等」に求められる役割の必要性を明らかにすることを目的としています。

つきましては本事業の一環として、全国の介護施設等を対象に、入所（入院・入居）時の手続きの状況や身元保証人等に関する対応等についてお伺いするアンケート調査を実施することとなりました。

皆様におかれましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご賢察の上、何卒ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

－ ご回答にあたって －

1. 本調査は、主に貴施設へ入所（入院・入居）する際の手続きの状況や、身元引受人／身元保証人等に関する対応等についての設問となっております。お手数をおかけして誠に恐縮ですが、事務長様・相談員様など利用者の入所にあたっての手続きを把握されている方にご回答いただきますようお願い申し上げます。
2. ご記入いただいた情報はすべて統計的に処理し、法人名/施設名等が公表されることはありません。また、調査研究の目的以外では一切使用いたしません。
3. 本調査のご回答は任意です。あくまでご協力いただける範囲で結構でございます。
4. ご記入が終わりましたら、ご回答漏れがないかをご確認の上、平成 29 年 12 月 22 日（金）までに同封の返信用封筒でご返送下さい。
5. 本調査の趣旨および回答方法等に関するご質問は、下記の調査事務局までお問い合わせ下さい。

【調査事務局】

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部（担当：高橋・初見（はつみ）・小松）

電話：03-5281-5275

施設名		施設 TEL	
記入者役職		記入者名	

問 1 貴施設の基本属性についてご記入ください。

(1) 所在地	都・道・府・県
(2) 施設種別 (○はひとつ)	1 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 2 介護老人保健施設 3 介護療養型医療施設 4 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) 5 養護老人ホーム 6 軽費老人ホーム 7 有料老人ホーム } ⇒ (3) にご回答ください
【(2)で「5養護老人ホーム」「6軽費老人ホーム」「7有料老人ホーム」と回答した場合】 (3) 特定施設入居者生活介護の指定の有無	1 特定施設入居者生活介護の指定を受けている 2 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない
(4) 経営主体	1 都道府県、市区町村 2 社会福祉法人 3 医療法人 4 営利法人 (株式会社、合同会社等) 5 その他 ()
(5) 入所 (入院・入居) 定員	() 人 ※短期入所生活介護・短期入所療養介護は含めずご回答ください。
(6) 入所 (入院・入居) のために利用者が支払う月額利用料	() 万円 ~ () 万円 ※部屋代・食費・水道光熱費・介護費等の合計金額をご記入ください。

問2 平成29年11月末現在の貴施設の基本情報についてご記入ください。

※短期入所生活介護・短期入所療養介護にかかる部分は含めずご回答ください。

(1) 入所(入院・入居)者数	()人
(2) 入所(入院・入居)者のうち要介護度が4・5の人数	()人
(3) 入所(入院・入居)者の平均年齢	()歳
(4) 平均入所(入院・入居)期間	(.)年
(5) 看取りの実施件数(過去1年間)	()人
(6) 貴施設では一時退所(施設に荷物等を残した状態で、在宅復帰を念頭に一時的に帰宅すること)がありますか。 ※在宅復帰を伴わない一時帰宅(年末年始やお盆、入院等)を除く。	1 ある ⇒ 以下の(7)～(8)にご回答ください 2 ない ⇒ 問3にお進みください
【(6)で「ある」と回答した場合】 (7) 過去1年間に一時退所した方の人数と、その後の状況をご回答ください。	一時退所した方の人数()人 ↓ 上記のうち、 1年以内に在宅復帰に至った人数()人 施設に戻ってきた人数()人
【(6)で「ある」と回答した場合】 (8) 一時退所中、一時退所者の在宅支援のための対応についてご回答ください。	1 自費でのサービスを紹介した 2 対応していない 3 その他 ()
【(6)で「ある」と回答した場合】 (9) 一時退所中、一時退所者の在宅支援のための対応についてご回答ください。	

問4 施設への入所（入院・入居）時のその他の手続き書類についてご回答ください。

(1) 入所（入院・入居）時に必要となる書類についてお伺いします。

A～E に挙げる①書類の有無、②本人以外の署名欄の有無、③本人以外の署名欄の名称についてご回答ください。A～E に挙げる以外の書類がある場合には、F、G にご回答ください。

	① 書類の有無		② 本人以外の 署名欄の 有無		【本人以外の署名欄がある（②が a）場合】 ③本人以外の署名欄の名称 (複数回答可)									
	1 有	2 無	a 有	b 無	ア 身元 引受人	イ 身元 保証人	ウ 保証人	エ 工 連帯保証人	オ 才 代理人(者)	カ 力 (署名) 代行者	キ キ 親族	ク ク 家族の代表	ケ ケ 成年後見人等	コ コ その他
A. 重要事項説明の同意書	1	2	a	b	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
B. ケアプラン・ケアの具体的な提供内容に同意する書類	1	2	a	b	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
C. 緊急連絡先に関する書類	1	2	a	b	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
D. 急病時の対応（救急搬送の希望等）に関する意向書等	1	2	a	b	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
E. 看取り・延命治療等に関する意向書等	1	2	a	b	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
F. その他 ()	1	-	a	b	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
G. その他 ()	1	-	a	b	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ



「コ. その他」の具体的な 名称	
---------------------	--

- 問5～7は問3（2）で契約書に「本人以外の署名を求めている」と回答された方にお伺いいたします。
- 本設問以降、契約書の本人以外の署名欄に署名された方を「身元引受人／身元保証人等」と呼ぶこととします。

問5 2017年11月末時点の入所（入院・入居）者の方の「身元引受人／身元保証人等」について お伺いします。

(1)「身元引受人／身元保証人等」がいない方は何名いらっしゃいますか。	
「身元引受人／身元保証人等」がいない ⇒ () 人 ※すべての入所者に「身元引受人／身元保証人等」がいる場合には、0人のご回答ください。	
(2)「身元引受人／身元保証人等」が法人（身元保証会社・身元保証団体等）または専門職（弁護士・司法書士等）となっている方は何名いらっしゃいますか。 ※「法人」とは、社会福祉協議会、身元保証会社（株式会社等）・身元保証団体（社会福祉法人・公益財団法人・NPO等）、弁護士事務所・司法書士事務所などの組織を指します。	
「身元引受人／身元保証人等」が法人または専門職 ⇒ () 人 ※法人または専門職の「身元引受人／身元保証人等」がいない場合には、0人のご回答いただき、問8へ進んでください。	
(3) <u>法人（身元保証会社・身元保証団体等）の「身元引受人／身元保証人等」</u> は、具体的にはどのような組織ですか。（複数回答可）	
1 社会福祉協議会	⇒具体名 ()
2 法律事務所（弁護士事務所・司法書士事務所など）	⇒具体名 ()
3 社会福祉法人	⇒具体名 ()
4 公益社団法人	⇒具体名 ()
5 公益財団法人	⇒具体名 ()
6 一般社団法人	⇒具体名 ()
7 一般財団法人	⇒具体名 ()
8 NPO法人	⇒具体名 ()
9 営利法人（株式会社・合同会社等）	⇒具体名 ()
10 その他	⇒具体名 ()
(4) <u>専門職（弁護士・司法書士等）が「身元引受人／身元保証人等」となる場合</u> 、どのような名称で契約書に署名されていますか。（複数回答可）	
1 成年後見人等	
2 身元引受人	
3 身元保証人	
4 保証人	
5 立会人	
6 その他	⇒具体名 ()

問6 「身元引受人／身元保証人等」として、法人（身元保証会社・身元保証団体等）または専門職（弁護士・司法書士等）の利用があった場合の実績について、以下の設問にご回答ください。

(1) A～Fに挙げる内容の、①法人（身元保証会社・身元保証団体等）、②専門職（弁護士・司法書士等）への依頼実績についてご回答ください。						
	①法人（身元保証会社・身元保証団体等）への依頼実績			②専門職（弁護士・司法書士等）への依頼実績		
	1 あ る	2 な い	3 わ か ら な い	1 あ る	2 な い	3 わ か ら な い
法人または専門職が、 身元引受人／身元保証人等となっている事例	1	2 <small>⇒A～Fは回答 不要です</small>	-	1	2 <small>⇒A～Fは回答 不要です</small>	-
A. 財産管理に関すること（施設利用料の支払い、滞納時の保証、損害賠償の支払、日常的な金銭管理）	1	2	3	1	2	3
B. サービス利用計画（ケアプラン）等のサービス提供内容に関する同意	1	2	3	1	2	3
C. ご本人への影響の大きい医療行為（入院、手術、延命治療等）への同意	1	2	3	1	2	3
D. 本人生存中の退所（退去）の際の居室の明け渡し、居室の原状回復義務の履行、本人の引取り	1	2	3	1	2	3
E. 葬儀・遺品の引取り等の死後事務	1	2	3	1	2	3
F. 施設内で身体拘束が必要になった場合の同意	1	2	3	1	2	3

問7 法人（身元保証会社・身元保証団体等）または専門職（弁護士・司法書士等）が「身元引受人／身元保証人等」となったときの経験・事例についてお伺いします。

（1）法人（身元保証会社・身元保証団体等）または専門職（弁護士・司法書士等）の「身元引受人／身元保証人等」を特に有効に活用できた事例があれば、具体的な内容をお聞かせください。（自由回答）

（2）法人（身元保証会社・身元保証団体等）または専門職（弁護士・司法書士等）の「身元引受人／身元保証人等」について困ってしまった（後に困りそうな）事例があれば、課題や解決方法（こうすればもっと良かった等）を含めて具体的な内容をお聞かせください。（自由回答）

問8 これからの身元保証のあり方についてご意見をご回答ください。

(1) 保証制度に代わるものとして、どのような制度やしくみ等が求められると思われますか(複数回答可)

- 1 成年後見人等に身元保証人としての広範な権限を与える
- 2 身元保証会社・身元保証団体の認証制度を設け、より広く普及するようにする
- 3 施設利用料の未払い等に対する保険・基金などを創設し損害を保証する
- 4 ご本人が元気な頃から、本人・家族・多職種で看取りに向けて話し合い、記録を残しておく
- 5 市区町村が、身元保証人等がない場合に身元保証人等の役割を果たす
- 6 その他()

(2) 身寄りのない高齢者に対する身元引受人/身元保証人等に関して、国や事業所団体へ求めたいことはありますか。ご意見等がございましたら、ご自由にご記入ください。

施設調査票の調査項目は以上です。調査票は12月22日(金)までに、返信用封筒にてご提出ください。

調査へのご協力に御礼申し上げます。